

しあわせ応援ネットワーク



民生委員制度創設

101年目の新たな一歩

# 第3次北海道 民生委員児童委員 活動指針

全民児連民生委員児童委員  
活動スローガン

支え合う 住みよい社会 地域から

平成31年3月

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

---

# はじめに

---

民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」に始まり、平成29年（2017年）に制度が創設されて100周年という記念すべき年を迎えました。この間、民生委員児童委員はその時代、時代における地域福祉の担い手として、困りごとを抱えながら地域で暮らす人たちを支援するとともに、子どもたちの健やかな成長に力を尽くしてきました。

今日、少子・高齢化の進行や人間関係の希薄化、地域住民の価値観や生活様式の多様化などに伴って、人々が直面する生活課題・福祉課題も多様化・深刻化しています。加えて、自然環境の変化にともない局地的な豪雨などによる土砂災害や河川の氾濫による洪水などの自然災害が多発してきています。その中であって、民生委員児童委員に期待される役割は一層大きなものとなっていますが、その一方で、活動負担の増大や新たな担い手確保など、その活動を支える環境整備が全道的な課題となっています。

そうしたなかで、本連盟では、北海道の民生委員児童委員および民児協関係者が目指すべき今後の活動の展開や方向性について検討を重ね、民生委員制度創設101年目の新たな一歩として、ここに「北海道民生委員児童委員活動指針」を策定しました。本連盟では、過去にも2度にわたり中長期の活動指針をお示ししてきたところですが、このたびの活動指針は、制度創設100周年の節目を迎えた現在において総括的な内容となっています。

具体的には、本指針策定にあたって組織した「北海道民生委員児童委員活動指針策定委員会」での議論のもと、民生委員児童委員を取り巻く現状と課題や社会福祉の動向を踏まえ、今後の活動の重点をお示しました。重点推進項目は「困難を抱えるすべての人を支援する活動」、「地域のつながりをつくり高める活動」、「委員同士が支え合える民児協の活性化」、「福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動」、「住民支え合いマップの取り組み」の5項目を掲げ、過去の活動指針の内容を踏襲するとともに、現状に即した活動を内包したうえで、あらゆる活動の連結性、連続性を担保した特徴があります。

制度創設100周年を迎え、101年目の第一歩として、先達が積み上げてきた想いを紡ぎ、民生委員制度が地域住民からの理解と信頼を得て、将来にわたって引き継がれていくよう、北海道の民生委員児童委員が力を合わせ地域福祉の推進に取り組みことが大切であると考えています。このたびご提案する「活動指針」のもと、本連盟としても全道の皆様と共に歩みを進めてまいりたい所存ですので、より一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟  
会長 本田 晴子

# もくじ

<b>I. 北海道民生委員児童委員活動指針の概要</b>	1
<b>II. 民生委員児童委員活動の現状と課題</b>	3
(1) 民生委員児童委員の現状	3
(2) 民生委員児童委員活動状況の現状	5
(3) 民生委員児童委員の意識	10
<b>III. 過去の活動指針の策定内容と経過</b>	15
(1) 民生委員制度創設80周年を迎えて 「北海道における民生委員児童委員活動の指針」【第1次活動指針】	16
(2) 21世紀における北海道の民生委員児童委員活動指針【第2次活動指針】	17
<b>IV. 民生委員児童委員活動指針</b>	
民生委員児童委員に期待されているもの（全民児連100周年活動強化方策より）	19
<b>重点1 困難を抱えるすべての人を支援する活動</b>	21
(1) 子育てを応援する活動	21
(2) 障がい者を支援する活動	23
(3) 要介護高齢者を支援する活動	23
(4) ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動	24
(5) 多様な人びとの人権の理解促進	24
<b>重点2 地域のつながりをつくり高める活動</b>	26
(1) 孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動	26
(2) 自治会・町内会との積極的な連携	26
(3) 社会福祉協議会との一層の連携・協働	27
(4) 社会福祉法人・社会福祉施設との積極的連携	28
(5) 地域に根差すさまざまな組織・団体との連携	28
<b>重点3 委員同士が支え合える民児協の活性化</b>	29
(1) 民児協の活性化による民生委員児童委員への支援	29
(2) 民児協の中長期活動計画づくり	30
(3) 地域住民への積極的なPR活動の展開	31
(4) 共同募金への協力と民児協活動での活用	31
(5) 民生委員児童委員候補者の発掘	31
(6) 児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進	32
<b>重点4 福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動</b>	32
(1) 災害時要援護者台帳等の作成を通じた要援護者の把握と関係者との協力による 支援体制づくり	33
(2) 災害時要援護者の自助努力の支援や、地域住民の互助の取り組み促進	33

(3) 発災に備える民児協の内部体制づくり	34
(4) 北海道警察との協定に基づく安全対策の取り組み	34
共通事項 住民支え合いマップの取り組み	35
(1) 住民の困りごとの発見と住民同士の支え合いによる解決の促進	35
(2) 地域課題の明確化と住民による解決の支援	35
(3) 世話焼きさんの発掘によるなり手不足の解消	36

## V. 参考資料

(1) 民生委員児童委員活動の推移（福祉行政報告例より）	37
(2) 高齢者の安全対策に関する協定書	43
(3) 住民支え合いマップとは	44



# I. 北海道民生委員児童委員活動指針の概要

## 1. 活動指針について

この活動指針は、本連盟が全道の民生委員児童委員(以下、「民生委員」)および民児協に対して、民生委員を取り巻く環境や昨今の福祉課題を鑑み、これから取り組むべき、継続していくべき活動の方向性を示すものです。過去の活動指針においても、市町村民児協にお取り組みいただいた結果、民児協組織の基盤強化や活動の定着化など、一定の成果がありました。このたび示した活動指針の内容のすべてを取り組むことは難しいと思いますので、あくまでも、できる範囲で取り組んでいただくこととしています。

本連盟の事業に関しても、この活動指針に沿った形で展開することとなり、この活動指針の取り組み推進にあたっての後方支援に努めることとします。

## 2. 活動指針の主な内容

この活動指針は重点推進項目を5つに分類しています。この5項目がそれぞれ独立しているのではなく、それぞれの項目が直接的、間接的に結びつき、「地域福祉の推進」に帰結することを意識した構成としています。

### 活動指針の概要

#### 重点1 困難を抱えるすべての人を支援する活動

地域住民一人ひとりを個別的に捉え、「気になる人」を早期に発見し、地域住民や幅広く関係機関と連携することで、地域の中で自分らしい心豊かな生活が送れるよう支援します。

- (1) 子育てを応援する活動
- (2) 障がい者を支援する活動
- (3) 要介護高齢者を支援する活動
- (4) ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動
- (5) 多様な人びとの人権の理解促進

#### 重点2 地域のつながりをつくり高める活動

地域の課題を顕在化して、各関係機関・団体との連携、地域住民同士のつながりによる課題解決を促進します。

- (1) 孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動
- (2) 自治会・町内会との積極的な連携
- (3) 社会福祉協議会との一層の連携・協働
- (4) 社会福祉法人・社会福祉施設との積極的連携
- (5) 地域に根差すさまざまな組織・団体との連携

### 重点3 委員同士が支え合える民児協の活性化

民生委員の活動の拠り所とも言える民児協の活性化や機能強化を図ることで、活動の基盤強化、委員候補者の発掘などを促進します。

- (1) 民児協の活性化による民生委員児童委員への支援
- (2) 民児協の中長期活動計画づくり
- (3) 地域住民への積極的なPR活動の展開
- (4) 共同募金への協力と民児協活動での活用
- (5) 民生委員児童委員候補者の発掘
- (6) 児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進

### 重点4 福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動

災害に備える活動は日常的な活動の延長上にあるという認識のもと、民児協の内部体制づくりを促進するとともに、北海道警察と締結した「高齢者の安全対策に関する協定」に基づく地域防犯活動を展開します。

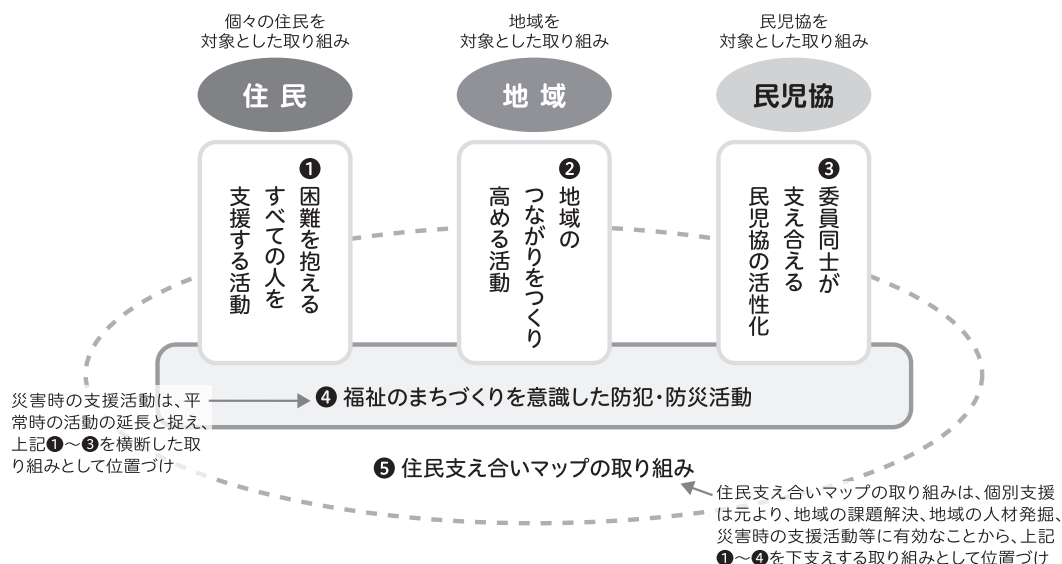
- (1) 災害時要援護者台帳等の作成を通じた要援護者の把握と関係者との協力による支援体制づくり
- (2) 災害時要援護者の自助努力の支援や、地域住民の互助の取り組み促進
- (3) 発災に備える民児協の内部体制づくり
- (4) 北海道警察との協定に基づく安全対策の取り組み

### 共通事項 住民支え合いマップの取り組み

民生委員活動を効率的効果的に進める手法としての「住民支え合いマップ」に取り組むことにより、気になる人の発見、地域課題の明確化、世話焼きさんの発掘など、地域の福祉力の向上を図ります。

- (1) 住民の困りごとの発見と住民同士の支え合いによる解決の促進
- (2) 地域課題の明確化と住民による解決の支援
- (3) 世話焼きさんの発掘によるなり手不足の解消

## 【活動指針構成のイメージ図】



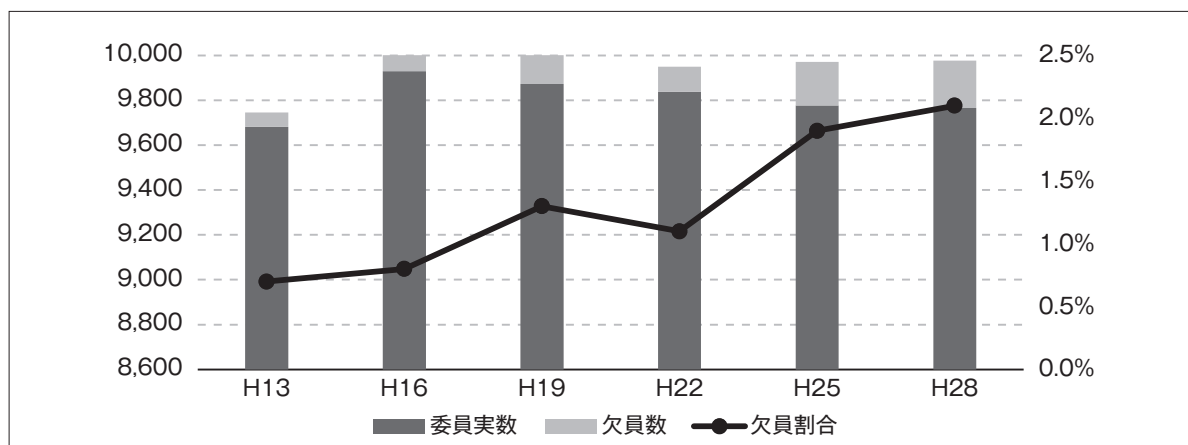
## Ⅱ. 民生委員児童委員活動の現状と課題

### Ⅱ (1) 民生委員児童委員の現状

#### ① 欠員率の増加

民生委員（主任児童委員含む）の定数は、平成13年4月時点で9,681人に対して、平成28年4月時点では9,976人と、15年間で295名増加しています。それに対して、欠員率は、平成13年4月時点で0.7%に対し、平成28年4月時点では2.1%と大幅に増加しています。この背景には、企業等の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足や民生委員の活動の大変さが固定概念化されていることなど、多様な原因が考えられます。

民生委員児童委員の委員実数と欠員率の推移



※道民児連発行「平成28年度市町村民生委員児童委員協議会基本調査」より

区分		H13	H16	H19	H22	H25	H28
民生委員	定数	9,057	9,119	9,113	9,070	9,089	9,094
	欠員数	57	58	117	95	175	193
	割合	0.6%	0.6%	1.3%	1.0%	1.9%	2.1%
主任児童委員	定数	624	889	890	880	882	882
	欠員数	8	20	14	17	19	18
	割合	1.2%	2.2%	1.6%	1.9%	2.2%	2.0%
合計	定数	9,681	10,008	10,003	9,950	9,971	9,976
	欠員数	65	78	131	112	194	211
	割合	0.7%	0.8%	1.3%	1.1%	1.9%	2.1%

※道民児連発行「平成28年度市町村民生委員児童委員協議会基本調査」より



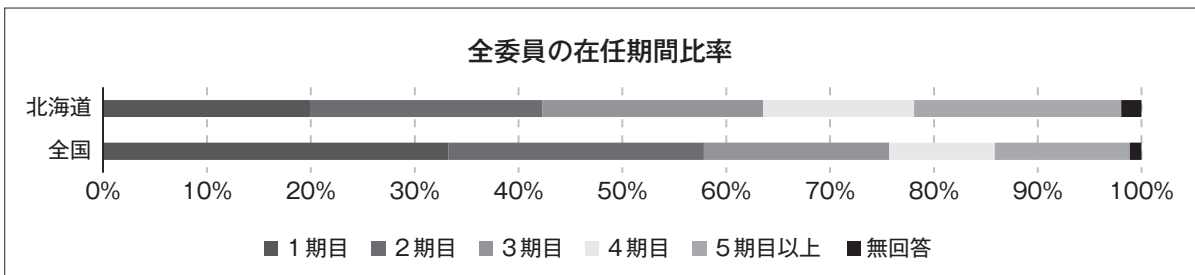
## ②委員の在任期間の分布

全民児連が平成28年度に実施した全国モニター調査の結果によると、全国では3期目以上の委員の割合が41.0%であることに対して、北海道では55.8%であることから、全国と比較して14.8ポイントも高い割合を示しており、経験豊かな委員が比較的多く在職しています。

また、北海道の特徴としては、1期目～5期以上の各委員が概ね20%ずつ分布しており、現状では非常に良いバランスが保たれていますが、4期目と5期目以上の委員の年齢構成によっては、2019年12月の一斉改選では全国と類似した年齢構成となる可能性が高いことは否めない状況です。

民生委員児童委員の在任期間【全委員】 ※区域担当委員、主任児童委員の区分不明者を含む

	民生委員・児童委員としての在任期間						合 計
	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目以上	無回答	
北海道	1,506	1,681	1,602	1,095	1,504	148	7,536
	20.0%	22.3%	21.3%	14.5%	20.0%	2.0%	100.0%
全 国	66,793	49,357	35,790	20,446	26,076	2,288	200,750
	33.3%	24.6%	17.8%	10.2%	13.0%	1.1%	100.0%

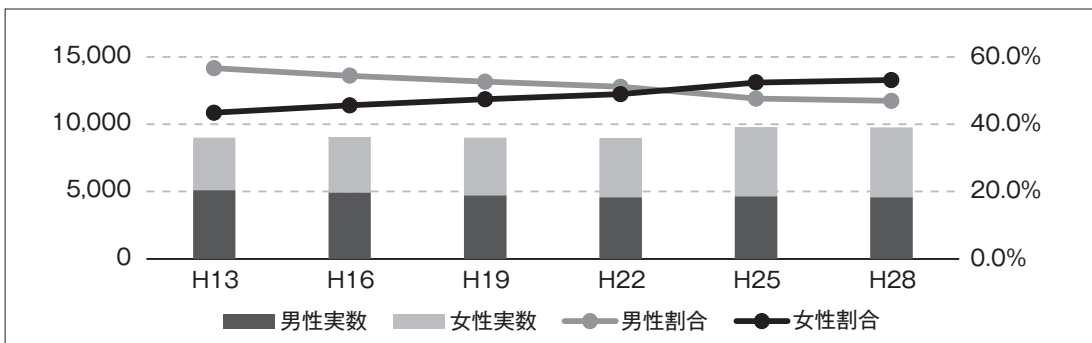


※全国民生委員児童委員連合会発行「民生委員制度創設100周年記念全国モニター調査 調査2「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」報告書より

## ③女性委員の増加

北海道では平成25年時点から女性委員数が男性委員数を上回っている状況にあり、その傾向は現在もなお続いています。男女比の不均衡は、異性宅への訪問活動（男女委員のペア方式での訪問）に影響してきます。また、定年延長に伴う就業年齢の高まりのなかで、男性委員の減少傾向は今後も続くことが見込まれます。

民生委員児童委員の男女比の推移【全委員】



※道民児連発行「平成28年度市町村民生委員児童委員協議会基本調査」より

区分	H13	H16	H19	H22	H25	H28
男性	5,092 (56.6%)	4,930 (54.4%)	4,731 (52.6%)	4,586 (51.1%)	4,654 (47.6%)	4,575 (46.9%)
女性	3,908 (43.4%)	4,131 (45.6%)	4,265 (47.4%)	4,389 (48.9%)	5,123 (52.4%)	5,190 (53.1%)
合計	9,000 (100.0%)	9,061 (100.0%)	8,996 (100.0%)	8,975 (100.0%)	9,777 (100.0%)	9,765 (100.0%)

※道民児連発行「平成28年度市町村民生委員児童委員協議会基本調査」より

## Ⅱ (2) 民生委員児童委員活動の現状

### ① 相談・支援件数の減少と連絡調整回数、活動日数の増加

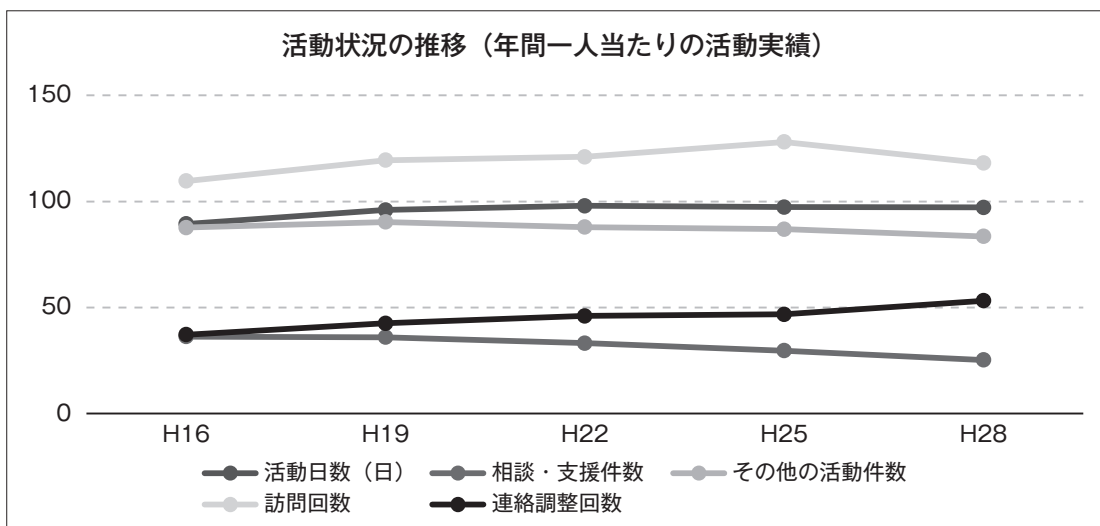
民生委員の一人あたりの活動状況を、第2次活動指針を策定した平成16年度と平成28年度を比較すると、「相談・支援件数」が約3割減少しています。「その他の活動件数」は、ほぼ横ばい。「訪問回数」は7.8%増加、「連絡調整回数」は43.0%増加しています。「相談・支援件数」の減少と、「連絡調整回数」の増加の背景には、福祉諸制度が整備が進み、従来まで民生委員が対応してきた相談の一部が、専門機関が直接対応するようになったことが考えられます。

また、活動日数についても、平成16年度と平成28年度を比較すると、8.7%増加しています。

#### 民生委員児童委員の活動状況（主任児童委員含む）

	H16	H19	H22	H25	H28
活動日数	891,136 (89.4)	950,191 (96.0)	965,295 (97.9)	953,664 (97.3)	948,415 (97.2)
相談・支援件数	361,622 (36.3)	356,342 (36.0)	327,260 (33.2)	291,438 (29.7)	246,469 (25.3)
その他の活動件数	834,604 (83.7)	894,022 (90.3)	867,565 (87.9)	851,391 (86.9)	814,727 (83.5)
訪問回数	1,091,778 (109.6)	1,181,912 (119.4)	1,193,957 (121.0)	1,254,438 (128.0)	1,152,968 (118.1)
連絡調整回数	370,891 (37.2)	421,659 (42.6)	453,725 (46.0)	459,122 (46.8)	519,650 (53.2)
委員実数	9,960	9,900	9,865	9,801	9,761

※福祉行政報告例による。( ) は一人あたりの件数を示す。



## ②「子どもの地域生活」と「日常的な支援」の増加

民生委員の相談・支援に関する活動については前述のとおり、大幅な減少傾向が見られますが、そのなかにあって、「相談・支援件数」が伸びているのが、「子どもの地域生活」と「日常的な支援」です。平成16年度と平成28年度の民生委員の一人あたりの活動状況を比較すると、「子どもの地域生活」が18.8%、「日常的な支援」が7.3%とそれぞれ伸びを見せています。「子どもの地域生活」に関して、下表のとおり、主任児童委員の活動実績が低下しているにも関わらず、全体的な伸びを示しているということは、児童委員としての活動が増加しているものと考えられます。また、「日常的な支援」に関しては、公的サービスでは対応できない住民の生活課題を、民生委員が対応している実態があるものと考えられます。

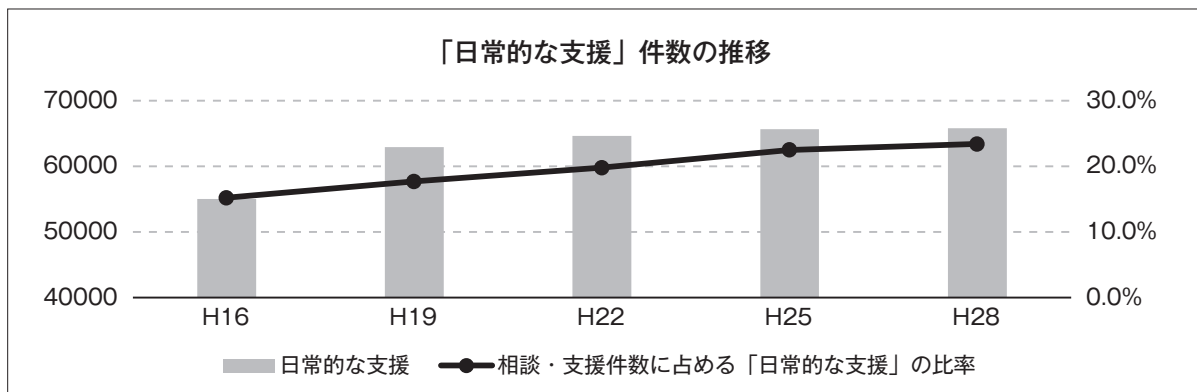
### 相談・支援内容の内訳（主任児童委員含む）

	H16	H19	H22	H25	H28	H16-H28の増減率
在宅福祉	49,101 (4.9)	41,615 (4.2)	33,584 (3.4)	25,115 (2.6)	20,154 (2.1)	△59.0% (△57.1%)
介護保険	13,631 (1.3)	11,033 (1.1)	8,948 (0.9)	7,121 (0.7)	6,544 (0.7)	△52.0% (△46.2%)
健康・保健医療	49,994 (5.0)	43,777 (4.4)	33,804 (3.4)	26,228 (2.7)	21,203 (2.2)	△57.6% (△56.0%)
子育て・母子保健	8,517 (0.8)	7,996 (0.8)	7,979 (0.8)	7,532 (0.8)	5,718 (0.6)	△32.9% (△25.0%)
子どもの地域生活	16,207 (1.6)	25,522 (2.6)	25,898 (2.6)	23,138 (2.4)	18,347 (1.9)	13.2% (18.8%)
子どもの教育・学校生活	11,454 (1.1)	12,808 (1.3)	12,534 (1.3)	10,222 (1.0)	8,953 (0.9)	△21.8% (△18.2%)
生活費	25,511 (2.5)	20,413 (2.1)	16,276 (1.6)	12,479 (1.3)	8,970 (0.9)	△64.8% (△64.0%)
年金・保険	5,989 (0.6)	5,467 (0.6)	4,420 (0.4)	4,025 (0.4)	3,217 (0.3)	△46.3% (△50.0%)
仕事	7,029 (0.7)	5,130 (0.5)	4,471 (0.5)	3,977 (0.4)	2,909 (0.3)	△58.6% (△57.1%)
家族関係	16,187 (1.3)	13,540 (1.4)	13,148 (1.3)	10,327 (1.1)	8,279 (0.8)	△48.9% (△38.5%)
住居	10,257 (1.0)	8,380 (0.8)	6,513 (0.7)	6,133 (0.6)	4,962 (0.5)	△51.6% (△50.0%)
生活環境	20,768 (2.0)	20,431 (2.1)	16,286 (1.7)	15,491 (1.6)	13,677 (1.4)	△34.1% (△30.0%)
日常的な支援	55,036 (5.5)	62,925 (6.4)	64,657 (6.6)	65,638 (6.7)	57,727 (5.9)	4.9% (7.3%)
その他	71,941 (7.2)	77,305 (7.8)	78,442 (8.0)	74,012 (7.6)	65,809 (6.7)	△8.5% (△6.9%)
合計	361,622 (36.3)	356,342 (36.0)	327,260 (33.2)	291,438 (29.7)	246,469 (25.3)	△31.8% (△30.3%)

### 相談・支援内容の内訳（主任児童委員のみ抽出）

	H16	H19	H22	H25	H28	H16-H28の増減率
子育て・母子保健	2,487 (2.8)	2,761 (3.2)	3,252 (3.8)	2,567 (3.6)	2,828 (3.2)	13.7% (14.3%)
子どもの地域生活	5,096 (5.7)	6,056 (6.9)	6,812 (7.9)	6,050 (6.9)	4,234 (4.9)	△16.9% (△14.0%)
子どもの教育・学校生活	4,294 (4.8)	4,054 (4.6)	4,801 (5.6)	4,243 (4.9)	3,395 (3.9)	△20.9% (△18.8%)

※福祉行政報告例による。( ) は一人あたりの件数を示す。



### ③その他の活動件数の内容の変化

平成16年度と平成28年度の民生委員の一人あたりのその他の活動件数を比較すると、その実績はほぼ横ばいです。しかし、下表のとおり、「調査・実態把握」が25.8%の減少、「地域福祉活動・自主活動」が26.7%の増加、「民児協運営・研修」が37.9%の増加等、その内訳は大きく変化しています。

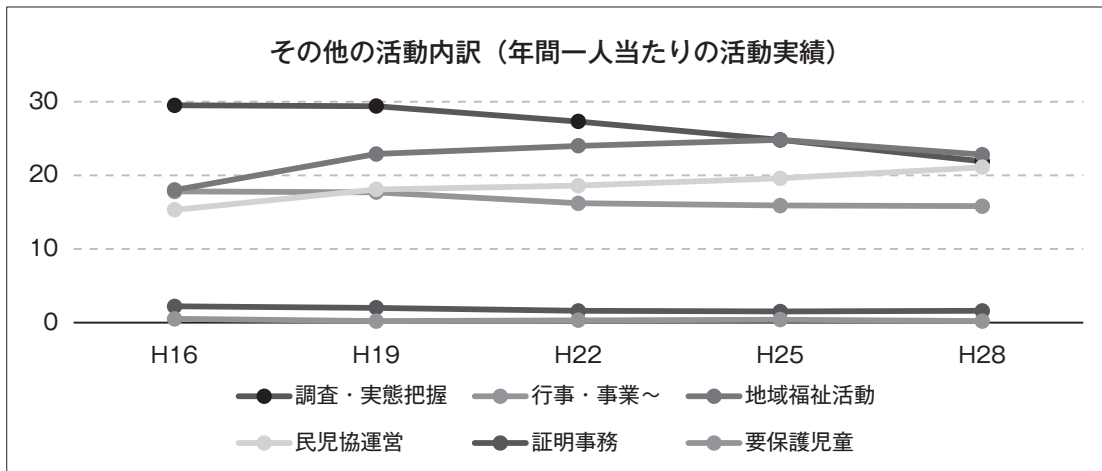
「地域福祉活動・自主活動」、「民児協運営・研修」の増加については、本連盟が実施している「市町村民児協活性化事業」によるモデル指定が少なからず影響しているものと考えます。このモデル事業は第2次活動指針で示した活動内容に対する助成を行うもので、平成15～20年度にかけて56民児協へ助成した経過があります。その助成事業を契機に民児協の独自事業や運営体制が整備され、一般化されたことがこの実績増につながったものと考えられます。

また、「民児協運営・研修」の実績増に関して、本連盟が実施した市町村民児協基本調査によると、定例会の出席率が80%を超える民児協は、平成16年度では68.1%、平成28年度では58.8%と9.3ポイント減少しており、定例会への出席が減少傾向にあることを鑑みると、民生委員が研修を受ける機会が増加しているものと推察します。

#### 「その他の活動件数」の内訳（主任児童委員含む）

	H16	H19	H22	H25	H28	H16-H28の増減率
調査・実態把握	294,727 (29.5)	291,455 (29.4)	269,249 (27.3)	242,961 (24.8)	213,981 (21.9)	△27.4% (△25.8%)
行事・事業・ 会議への 参加協力	177,837 (17.8)	175,053 (17.7)	159,871 (16.2)	155,931 (15.9)	154,033 (15.8)	△13.4% (△11.2%)
地域福祉活動・ 自主活動	180,100 (18.0)	226,321 (22.9)	236,854 (24.0)	242,870 (24.8)	223,033 (22.8)	23.8% (26.7%)
民児協運営・ 研修	153,156 (15.3)	178,924 (18.1)	183,357 (18.6)	191,682 (19.6)	206,401 (21.1)	34.8% (37.9%)
証明事務	22,828 (2.2)	19,811 (2.0)	15,557 (1.6)	14,368 (1.5)	15,445 (1.6)	△32.3% (△27.3%)
要保護児童の 発見の通告・ 仲介	5,956 (0.5)	2,458 (0.2)	2,677 (0.3)	3,579 (0.4)	1,834 (0.2)	△69.2% (△60.0%)
合計	834,604 (83.7)	894,022 (90.3)	867,565 (87.9)	851,391 (86.9)	814,727 (83.5)	△2.4% (△0.2%)

※福祉行政報告例による。( ) は一人あたりの件数を示す。



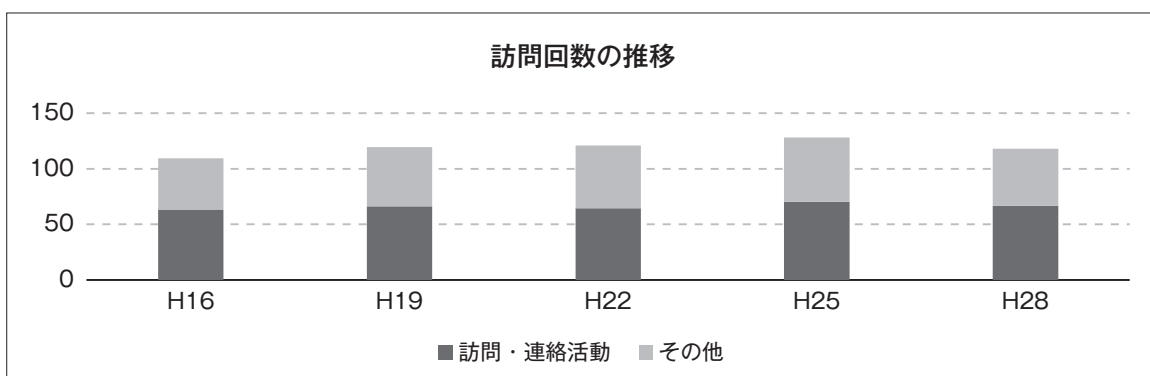
#### ④「訪問回数」は増加傾向

安否確認に関連する「訪問・連絡活動」について、平成16年度と平成28年度の民生委員の一人あたりの実績を比較すると5.7%増加しており、「その他」も10.8%増加しています。この増加傾向は、住民の孤立が課題となるなか、高齢者等の安否確認を目的とした訪問が増加したことに起因すると考えられます。

#### 「訪問回数」の内訳（主任児童委員含む）

	H16	H19	H22	H25	H28	H16-H28の増減率
訪問・連絡活動	630,308 (63.2)	655,425 (66.2)	635,240 (64.4)	688,606 (70.3)	652,340 (66.8)	3.5% (5.7%)
その他	461,470 (46.3)	526,487 (53.2)	558,717 (56.6)	565,832 (57.7)	500,628 (51.3)	8.5% (10.8%)
合計	1,091,778 (109.6)	1,181,912 (119.4)	1,193,957 (121.0)	1,254,438 (128.0)	1,152,968 (118.1)	5.6% (7.8%)

※福祉行政報告例による。（ ）は一人あたりの件数を示す。



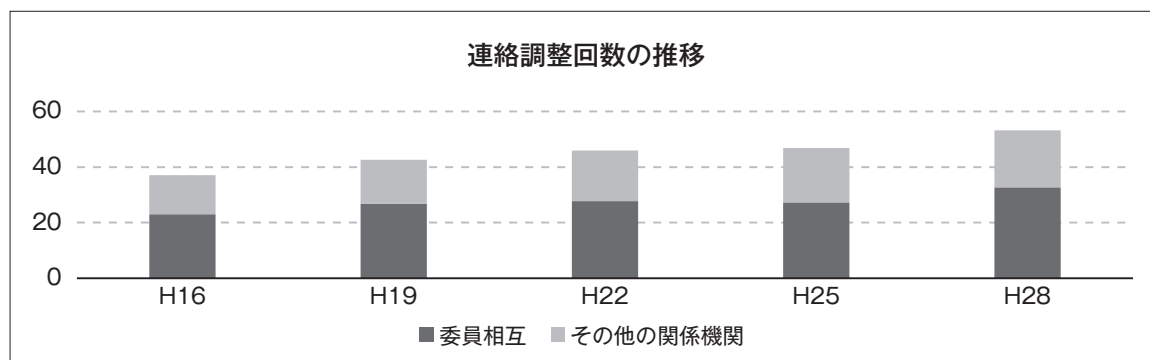
### ⑤ 「連絡調整回数」も増加傾向

委員同士の連絡調整の状況を示す「委員相互」について、平成16年度と平成28年度の民生委員の一人あたりの実績を比較すると42.2%増加しており、「その他の関係機関」も45.4%増加しています。福祉諸制度の変化にともない活動内容も多様化するなかで、委員同士のコミュニケーションが増加したことや、個別支援にかかる社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連絡調整が増加したものと考えられます。

#### 「連絡調整回数」の内訳（主任児童委員含む）

	H16	H19	H22	H25	H28	H16-H28の増減率
委員相互	229,559 (23.0)	265,091 (26.8)	274,404 (27.8)	267,427 (27.3)	319,558 (32.7)	39.2% (42.2%)
その他の関係機関	141,332 (14.1)	156,568 (15.8)	179,321 (18.2)	191,695 (19.6)	200,092 (20.5)	41.6% (45.4%)
合計	370,891 (37.2)	421,659 (42.6)	453,725 (46.0)	459,122 (46.8)	519,650 (53.2)	40.1% (43.0%)

※福祉行政報告例による。( )は一人あたりの件数を示す。



### || (3) 民生委員児童委員の意識

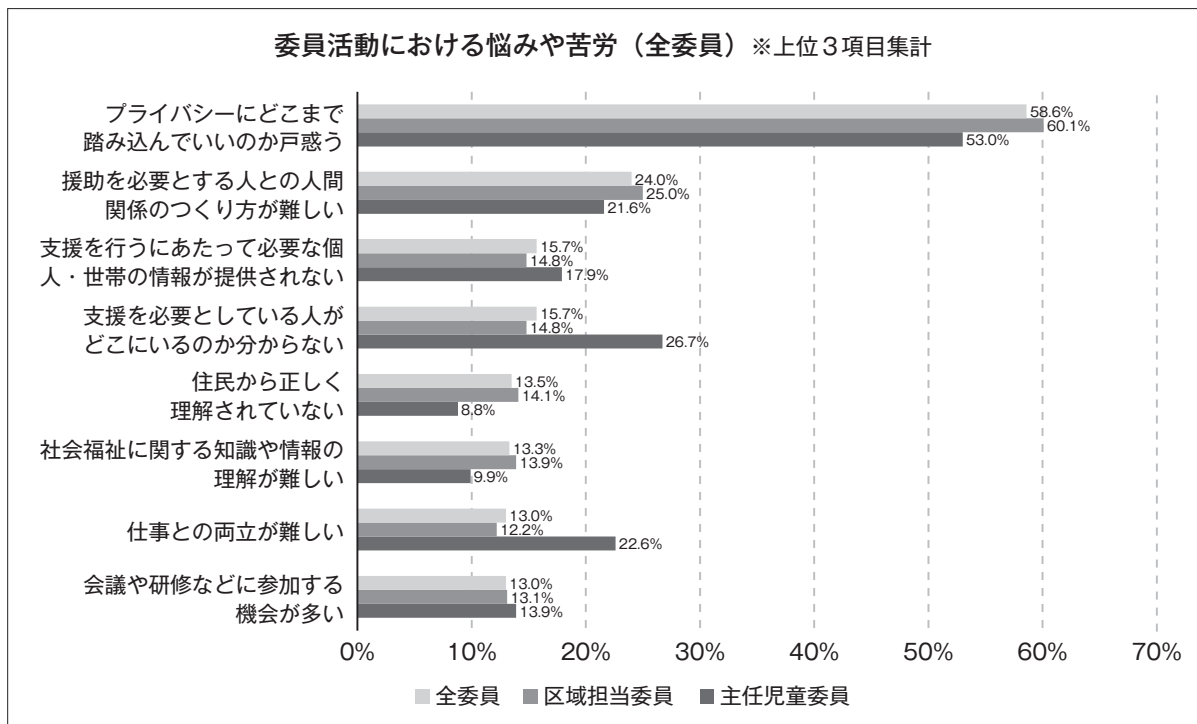
#### ①委員活動における悩みや苦勞

全民児連が平成28年度に実施した全国モニター調査によると、活動上の悩み、苦勞として最も多かった回答が「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」でした。次いで、「援助を必要とする人との人間関係のつくり方が難しい」、「支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されない」、「支援を必要としている人がどこにいるのか分からない」の順に回答が多く、いずれも住民に対する個別支援に関わる内容となっています。また、主任児童委員の悩みや苦勞に着目すると、「支援を必要としている人がどこにいるのか分からない」、「仕事との両立が難しい」という回答が区域担当委員と比較して多い特徴があります。

#### 委員活動における悩みや苦勞（3項目選択）※上位8項目のみ掲載

	委員活動における悩みや苦勞					
	全委員		区域担当委員		主任児童委員	
	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国
プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う	4,417	112,790	3,838	98,220	385	9,904
	58.6%	56.2%	60.1%	57.5%	53.0%	50.8%
援助を必要とする人との人間関係のつくり方が難しい	1,812	44,445	1,593	38,256	157	4,481
	24.0%	22.1%	25.0%	22.4%	21.6%	23.0%
支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されない	1,561	43,219	1,365	36,828	130	4,830
	20.7%	21.5%	21.4%	21.6%	17.9%	24.8%
支援を必要としている人がどこにいるのか分からない	1,183	34,424	944	27,912	194	5,471
	15.7%	17.1%	14.8%	16.4%	26.7%	28.1%
住民から正しく理解されていない (給料をもらっている、何でもやってくれる等の誤解)	1,021	27,516	903	24,639	64	1,615
	13.5%	13.7%	14.1%	14.4%	8.8%	8.3%
社会福祉に関する知識や情報の理解が難しい	1,002	27,039	886	24,305	72	1,647
	13.3%	13.5%	13.9%	14.2%	9.9%	8.5%
仕事との両立が難しい	979	20,161	780	16,004	164	3,459
	13.0%	10.0%	12.2%	9.4%	22.6%	17.8%
会議や研修などに参加する機会が多い	981	28,762	834	23,415	101	4,305
	13.0%	14.3%	13.1%	13.7%	13.9%	22.1%

※全民児連発行「平成28年全国モニター調査」より



## ②委員活動のやりがいや喜びを感じる時

全国モニター調査によると、委員活動のやりがいや喜びを感じる時として、最も多かった回答が「支援した人に喜ばれたとき・感謝されたとき」でした。次いで、「その人（世帯）が抱える課題（困りごと）が解決したとき」、「要支援者から頼りにされたとき」の順に回答が多く、いずれも住民に対する個別支援に関わる内容となっており、前述の「委員活動における悩みや苦勞」の結果と関連していると思われます。

また、「民生委員同士で仲間ができたとき」の回答も34.1%と上位に位置しており、特に主任児童委員にその傾向が高いことがうかがえます。

さらに、主任児童委員は、区域担当委員と比較して、「自分自身が成長できたと感じたとき」、「福祉についての自分自身の理解が深まったとき」など、自己の成長に関してもやりがいや喜びを感じる傾向があります。

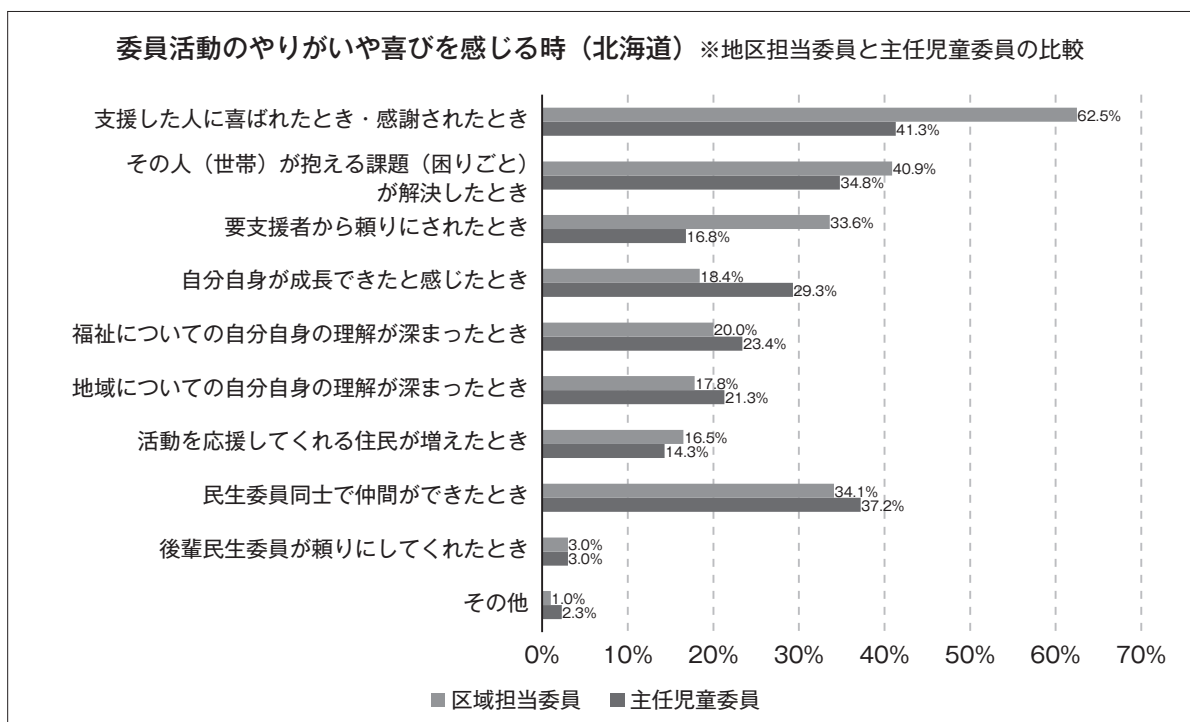
### 委員活動のやりがいや喜びを感じる時（3項目選択）

	委員活動のやりがいや喜びを感じる時					
	全委員		区域担当委員		主任児童委員	
	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国
支援した人に喜ばれたとき・感謝されたとき	4,709	136,845	4,196	121,100	300	10,097
	62.5%	68.2%	65.7%	71.0%	41.3%	51.8%
その人（世帯）が抱える課題（困りごと）が解決したとき	3,083	84,261	2,726	74,330	253	6,972
	40.9%	42.0%	42.7%	43.5%	34.8%	35.8%
要支援者から頼りにされたとき	2,530	69,250	2,296	62,699	122	3,646
	33.6%	34.5%	36.0%	36.7%	16.8%	18.7%
自分自身が成長できたと感じたとき	1,387	36,851	1,099	29,616	213	5,536
	18.4%	18.4%	17.2%	17.4%	29.3%	28.4%



福祉についての自分自身の理解が深まったとき	1,505	38,834	1,261	32,329	170	4,746
	20.0%	19.3%	19.8%	18.9%	23.4%	24.4%
地域についての自分自身の理解が深まったとき	1,345	38,097	1,127	32,047	155	4,404
	17.8%	19.0%	17.7%	18.8%	21.3%	22.6%
活動を応援してくれる住民が増えたとき	1,245	34,462	1,077	29,588	104	3,383
	16.5%	17.2%	16.9%	17.3%	14.3%	17.4%
民生委員同士で仲間ができたとき	2,568	68,405	2,178	57,482	270	7,918
	34.1%	34.1%	34.1%	33.7%	37.2%	40.7%
後輩民生委員が頼りにしてくれたとき	227	5,161	189	4,407	22	495
	3.0%	2.6%	3.0%	2.6%	3.0%	2.5%
その他	78	2,139	59	1,559	17	535
	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	2.3%	2.7%

※全民児連発行「平成28年全国モニター調査」より



### ③民生委員児童委員になったことを「どう感じているか」

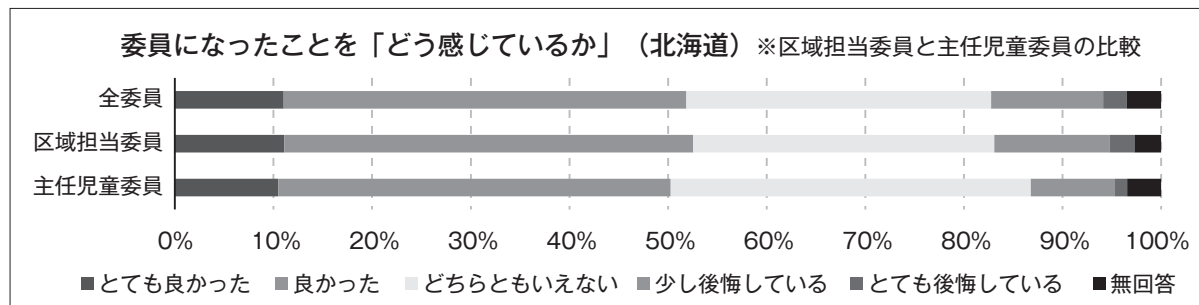
全国モニター調査によると、民生委員になったことに関して、「とても良かった」、「良かった」の回答が5割を超えています。一方で、「少し後悔している」、「とても後悔している」の回答が約1割であり、「どちらともいえない」が約3割となっています。

この結果の在任期間との関連性については、「少し後悔している」、「とても後悔している」と回答した5期目以上の委員は4.3%であることに対し、1期目の委員は14.2%。任期を重ねるごとに減少傾向が見受けられることから、在職期間の短い委員をいかに支えていくかが課題といえます。

#### 民生委員児童委員になったことを「どう感じているか」

	委員になったことをどう感じているか						合計
	とても良かった	良かった	どちらともいえない	少し後悔している	とても後悔している	無回答	
北海道	832	3,082	2,322	857	180	263	7,536
	11.0%	40.9%	30.8%	11.4%	2.4%	3.5%	100.0%
区域担当委員	708	2,647	1,950	746	160	173	6,384
	11.1%	41.5%	30.5%	11.7%	2.5%	2.7%	100.0%
主任児童委員	76	289	265	62	9	25	726
	10.5%	39.8%	36.5%	8.5%	1.2%	3.4%	100.0%

※全民児連発行「平成28年全国モニター調査」より。上記「北海道」実績には、区分不明者も含まれています。



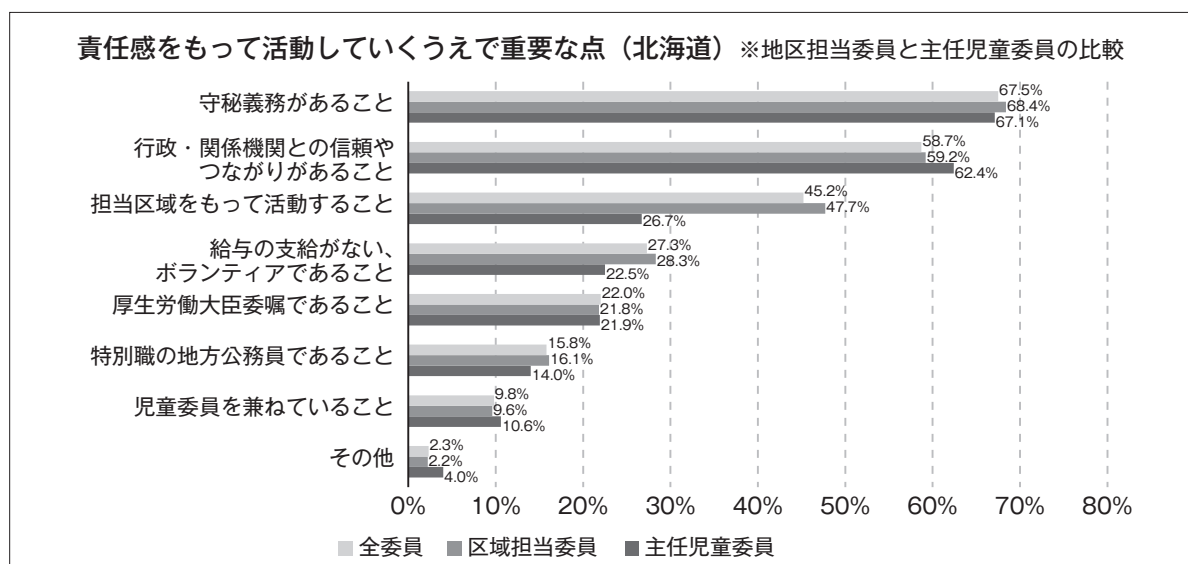
#### ④責任感をもって活動していくうえで重要であると思うこと

全国モニター調査によると、責任感をもって活動していくうえで重要であると思うこととして最も回答が多かったのが、「守秘義務があること」でした。次いで、「行政・関係機関との信頼やつながりがあること」、「担当区域をもって活動すること」、「給与の支給がない、ボランティアであること」の順に回答が多い結果でした。

#### 責任感をもって活動していくうえで重要であると思うこと（3項目選択）

	責任感をもって活動していくうえで重要な点					
	全委員		区域担当委員		主任児童委員	
	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国
守秘義務があること	5,084	139,028	4,366	119,309	487	13,844
	67.5%	69.3%	68.4%	69.9%	67.1%	71.1%
行政・関係機関との信頼やつながりがあること	4,425	120,509	3,781	102,779	453	12,957
	58.7%	60.0%	59.2%	60.2%	62.4%	66.5%
担当区域をもって活動すること	3,403	88,569	3,043	79,177	194	5,327
	45.2%	44.1%	47.7%	46.4%	26.7%	27.4%
給与の支給がない、ボランティアであること	2,056	52,420	1,807	46,059	163	4,119
	27.3%	26.1%	28.3%	27.0%	22.5%	21.1%
厚生労働大臣委嘱であること	1,660	52,197	1,392	44,493	159	5,040
	22.0%	26.0%	21.8%	26.1%	21.9%	25.9%
特別職の地方公務員であること	1,189	34,774	1,030	30,076	102	3,192
	15.8%	17.3%	16.1%	17.6%	14.0%	16.4%
児童委員を兼ねていること	735	20,065	612	17,467	77	1,627
	9.8%	10.0%	9.6%	10.2%	10.6%	8.4%
その他	173	6,510	142	5,469	29	852
	2.3%	3.2%	2.2%	3.2%	4.0%	4.4%

※全民児連発行「平成28年全国モニター調査」より



### Ⅲ. 過去の活動指針の策定内容と経過

道民児連が初めて活動指針を策定したのは平成10年度。平成14年度までの5か年にわたる目標としました。平成9年に民生委員制度創設80周年を迎えたことを契機にしており、民児協基本調査をはじめ、3つの調査結果から抽出した課題の解決に向けた取り組み内容となっている特徴があります。策定にあたっては、主に道民児連役員で構成する「道民児連企画委員会」を設置し、8回にわたる委員会の開催を経て、平成10年2月に道民児連会長に答申をしました。

次いで、第2次となる活動指針を策定したのは平成16年度。平成20年度までの5か年にわたる目標としました。第1次指針の取り組みに一定の成果が見られたことから、内容を方向転換し、民生委員を「地域福祉の担い手」と位置づけ、具体的活動の展開を示したことが特徴です。また、平成12年に改正された社会福祉法を踏まえている点においても、第1次活動指針と異なる特徴があります。策定にあたっては、主に単位民児協会長で構成する「活動指針づくり検討委員会」を設置し、4回にわたる委員会の開催を経て、平成15年12月に道民児連会長に答申をしました。

また、平成16年に発生した新潟中越地震をはじめ全国各地で発生している災害を契機に、災害時におけるニーズ把握や、地域コミュニティによる安否確認体制・支援の構築、防災・減災に向けた啓発活動を通して、地域住民や関係機関との連携・協働した安全で安心なまちづくりを進めることを目的に、全国民生委員児童委員連合会は、「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」（民生委員制度創設90周年記念事業全国一斉活動）を提唱し、北海道においてもその運動に取り組みました。取り組み期間は平成18年4月から平成19年9月。道民児連としては、市町村民児協活性化事業（助成事業）において、指針に基づく活動を実施する民児協をモデル指定し、第2次活動指針および災害に関する取り組みの推進を図ってきました。

平成21年度以降は、新たな活動指針の策定を行わず、第2次活動指針で示した内容を事業計画に包含し取り組みを進めており、現在に至っています。

【道民児連活動指針等策定の経過】

H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
第1次活動指針						第2次活動指針					事業計画にて運用			
								災害運動		事業計画にて運用				

# （1）民生委員制度創設80周年を迎えて「北海道における民生委員児童委員活動の指針」

## 【第1次活動指針】

### ◇21世紀に向けた民児協・民生児童委員活動の方向性

1 市町村民児協・民生委員児童委員活動の強化について	
I 定例会における研修機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新任の民生児童委員に対し、所属する民児協・民生児童委員活動についての研修。</li> <li>○担当ケースや地域活動での課題、問題点に関するケース研究の開催。</li> <li>○活動記録の記入方法、処理方法についての研修。</li> <li>○民生委員法の理解と解釈についての研修。</li> <li>○訪問活動の効果を高めるための基礎的な介護方法の研修。</li> <li>○行政事務の理解と知識を深め、連携を強化するために関係行政機関との定期交流研修会。</li> <li>○新たな福祉制度、福祉施策などの学習と対応方法への研修。</li> </ul>
II 総務・副総務の指導性の強化 ※総務・副総務＝会長・副会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務・副総務と民生児童委員の間のネットワークを確立し、民生児童委員が自身を持ち、安定した活動を進めてもらう。</li> <li>○民児協内で主任児童委員の定着化を図り、児童委員活動が活発化する指導性を発揮する。</li> <li>○民生児童委員の活動量が増加していく中で、関係機関・団体などとの協力事項について取捨選択の役割を高める。</li> </ul>
III 民生児童委員と守秘義務	<p>住民との信頼性は、一貫して守秘義務を順守することで築き上げられたものであるため、各市町村民児協においても、守秘義務のあり方などについて、民生児童委員が共通した認識を備えられるよう協議、検討の機会を設ける。</p>
IV 女性民生児童委員の活動	<p>一斉改選毎に女性民生児童委員が増加傾向にある。活動は男女の区別のない、同一の活動が基本ではあるが、これまで以上に男性委員、女性委員それぞれの特性をお互いに理解し、協力し合う体制の強化が必要。</p>
2 市町村社会福祉協議会との連携について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生児童委員一人ひとりが社協との交流を積極的に深めていく。</li> <li>○地域の福祉ニーズや実情について、積極的に情報を提供し、情報交換の機会を進めていく。</li> <li>○社協が実施する在宅福祉サービス事業や、ふれあい事業などに積極的に関わっていく。</li> </ul>	

### ◇市町村民児協の取り組む推進項目

1 民児協活動の強化について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○連合民児協（市部）、町村民児協においては民生児童委員の配置状況や推薦方法を点検し、市町村行政への意見具申あるいは意見交換会を開催する。</li> <li>○法定単位民児協毎に規約、事業計画を整備し、組織の強化と民主的な運営を図る。</li> <li>○定例会の毎月開催を促進するため、開催日を常設し定着化を図る。</li> <li>○連合民児協（市部）においては、単位民児協の独自性を尊重しながらも地域活動の一体化を図るため、各総務との連携を強化していく。</li> </ul>	
2 民生児童委員活動の強化について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の見守りデー（例、毎月12日）を設定し、安心と、安らぎと、笑顔ある地域づくりを推進する。</li> <li>○地域の子どもの名前を覚え、声を掛け合うふれあい活動を促進する。</li> </ul>	

## || (2) 21世紀における北海道の民生委員児童委員活動指針

### 【第2次活動指針】

#### 【活動指針5つの柱】

- ①子育て支援等への働きかけ
- ②障がい者の自立生活などへの支援
- ③引きこもり、孤立、要介護高齢者への支援
- ④地域コミュニティづくりに向けて
- ⑤民生委員児童委員協議会の活性化

#### 1. 子育て支援等への働きかけ

- ①子育てサロンや子育て支援センターの設置促進と、相談、援助、支援を進めましょう。
- ②学校とのネットワークづくりをすすめ、子どもや先生などとの心の交流を図りましょう。
- ③単親家庭や気配りを必要とする家庭との交流、懇談会をすすめ、個別相談、援助活動を積極的に行いましょう。
- ④より良い児童環境づくり、子育て支援環境づくりにあらゆる関係機関、団体、有識者などと連携を図り、日常的な交換をしましょう。
- ⑤児童・青少年を取り巻く課題、問題を考える場（部会、委員会など）を育て、自主的に研修、情報交換、事例交流などの気づきのトレーニングを積み重ね、事件、事故などの早期発見・予防に努めましょう。
- ⑥小・中・高等学校や地域こども会等との連携をすすめましょう。

#### 2. 障がい者の自立生活などへの支援

- ①支援費制度のPR、制度活用の相談、助言をすすめましょう。
- ②障がい者の交通手段やバリアフリーを考え、地域住民とともに生活環境改善を促進しましょう。
- ③障がい（児）者施設と連携を図り、自立支援を促進しましょう。
- ④地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを理解し、利用の相談、支援を行いましょう。

#### 3. 引きこもり、孤立、要介護高齢者への支援

- ①安心して介護サービスが受けられているか、不満はないか、虐待が隠されていないか等の実際を把握し、利用者が安心できる介護を支援しましょう。
- ②高齢者の引きこもりの原因を把握し、ふれあいの場やコミュニケーションの場づくりに努めましょう。
- ③孤独死を防ぐ「見守りネットワークづくり」を支援しましょう。
- ④ひとり暮らし老人の食事、入浴、住まいの状況を把握し、困難や不便に気づくとともに、常日頃から安否を確認するなどを進めましょう。
- ⑤高齢者世帯、ひとり暮らし世帯の除排雪への理解、協力を促進しましょう。
- ⑥痴ほう症高齢者、家族の悩みや困難なことがらを理解し、住みやすい環境づくりを支援しましょう。
- ⑦福祉サービス利用の相談、援助、支援を行いましょう。

#### 4. 福祉コミュニティづくりに向けて

- ①ノーマライゼーションの考え方を普及しましょう。
- ②「助け合い」の仕組みづくりと定着化を促進しましょう。
- ③まちの生活・環境改善に取り組みましょう（危険箇所の点検）。
- ④地震、災害に備えた環境整備（高齢者の住まいの点検）を日ごろから心がけましょう。
- ⑤在宅福祉サービスの充実、活性化する活動を促進しましょう。
- ⑥日頃から民生委員児童委員の「顔」が見える活動をすすめましょう。
- ⑦地域福祉に関心を持つ住民を発掘するとともに、活動の機会を促進し、社会資源の確保やネットワークづくりにつなげましょう。
- ⑧児童から高齢者に至るまで「福祉教育・学習」の機会づくりを促進しましょう。
- ⑨「ともに生きる力」を醸成し、家族や地域社会が共に育ちあう環境を促進しましょう。
- ⑩多様なボランティア活動の促進を図りましょう。

## 5. 民生委員児童委員協議会の活性化

### 〔民児協の運営と活性化のために〕

- ①定例民児協議の健全な運営（月1回以上、全員参加）を図りましょう。
- ②児童委員協議会を開催し、児童委員活動の活性化を図りましょう。
- ③指導者づくりをみんなですすめましょう。
- ④自主研修、事例研究の定着化を図りましょう。
- ⑤個別援助活動の強化、相互支援体制を活発化しましょう。
- ⑥必要に応じて行政に意見具申を図りましょう。

### 〔各種関係団体とのネットワーク機能の強化のために〕

- ①行政機関との連携、協力を進めましょう。
- ②児童相談所、子どもの緊急避難場所（子ども110番等）の設置機関との密接な情報交流、研修を行いましょう。
- ③社会福祉協議会や社会福祉施設との連携、連絡、研修など協力しましょう。
- ④人権擁護機関、弁護士、交番との情報交流をすすめましょう。
- ⑤各種専門職員と密接なコミュニケーションを図り、連携、研修を深めましょう。
- ⑥福祉をすすめる市民団体など（NPO、福祉関連企業）と交流し、理解を進めましょう。

※「痴ほう症」等の表現に関して、策定当時の文言をそのまま掲載しています

## IV. 北海道民生委員児童委員活動指針

### 民生委員児童委員に期待されているもの(全民児連100周年活動強化方策より)

全国民生委員児童委員連合会が示した「100周年活動強化方策」のなかで、これからの民生委員に期待されるものを以下のとおり整理しています。

#### (1) 変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動

- これからも地域住民の「良き隣人」として、人びとを見守り、その相談相手となり、必要に応じて必要な支援へのつなぎ役となること。
- さまざまな課題を抱えながら孤立しがちな人が増加するなか、そうした人びとを早期に把握し、適切な支援につなぐこと。

#### (2) 地域の福祉課題を明らかにしていくこと

- 地域社会のつながりが弱まるなかであって、民生委員・児童委員であるからこそ可能な、人びとや地域の福祉課題を明らかにしていくこと。
- そのために、自ら地域を歩き、人びとの生活状況と直面している課題を把握するとともに、民児協において委員相互の課題の共有化を図ること。

#### (3) 児童委員であることを意識した活動

- 子どもや子育て家庭をめぐる課題の多様化のなかであって、子どもたちにとっての「身近な大人」として、親や学校の教員とは異なる立場から子どもたちの相談相手や支援者となること。
- 「子どもは社会を映す鏡」である。子育て家庭の孤立防止や子どもたちの健全育成のため、子育て・子育てを応援する地域づくりに取り組むこと。

#### (4) 多様な関係者をつなぐ「結節点（ハブ）」となること

- 住民が抱える課題が多様化・複雑化するなかであって、地域に存在する多様な関係者・関係機関による包括的な支援を実現するため、その連携の中核たる「結節点＝ハブ」となること。
- 地域包括ケアシステムをはじめ、課題を抱えた住民への包括的な支援のためには、福祉分野にとどまらず、医療、保健、教育、司法等、幅広い分野の連携が必要であることから、民児協活動においても幅広い関係者との連携を意識すること。

#### (5) 住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言

- 住民の代弁者として、民生委員法第24条に規定される民生委員協議会の任務としての「行政への意見具申」を積極的に行なうこと。
- また、地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会、社協や共同募金会をはじめとする関係機関の諸会議等においても、積極的な提言、提案を行なうこと。



## （6）地域づくりの担い手となること

- 民生委員・児童委員がめざす「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくり」のために、その推進役の一員となって、住民参加のもとで行なう互助の仕組みづくり等において、住民や地縁組織への働きかけ、協働に取り組むこと。
- これからの「地域づくり」は、人びとが共に支え合う福祉のまちづくりであり、福祉の思想と実践が根づいた「文化」、「風土」づくりをめざすものといえる。その実現のために、共に支え合うことの大切さを、日々の活動を通じて地域の人びとに積極的に発信するとともに、働きかけを行なうこと。
- 地域の人びととの協働を進めるためにも、住民参加のもと、小地域での福祉活動に取り組んでいる社会福祉協議会（社協）との連携をこれまで以上に進めること。
- 「地域共生社会」の実現に向けて期待されている「寄附文化の醸成」に向け、地域福祉推進の重要な財源である共同募金について、積極的な提案とともに、具体的な運動への協力を引き続き行なうこと。

なお、これらの期待にすべて応えようとすると、民生委員・児童委員の負担も大きくなってしまいます。地域の実情を踏まえつつ、民児協のなかで経験に応じた役割分担を行なうなどしながら、無理のない活動に着実に進めていくことが期待されます。

### 【活動において意識すべきこと～民生委員・児童委員は専門職への「つなぎ役」】

- 民生委員・児童委員への期待が高まり、その役割も広がりつつあるなかであって、とくに意識すべきこととして、「民生委員・児童委員は専門職ではない」ということがあります。民生委員・児童委員は、あくまで住民の身近な「相談相手」であり、行政や専門機関等への「つなぎ役」です。住民が抱えるさまざまな課題の解決を直接的に担うべき専門職とはその性格が異なります。
- 活動上の負担を軽減するとともに、課題を抱えた住民を早期に効果的な支援につなぐためにも、民生委員・児童委員としては、家庭の抱える課題に関する情報の把握や本人の希望を的確に把握し、行政をはじめ、専門職・専門機関に早期につなぐことを心がけることが大切といえます。

※以上、全民児連発行「民生委員制度創設100周年活動強化方策」より抜粋

## 重点1 困難を抱えるすべての人を支援する活動

誰もが住み慣れた地域で心豊かな生活を送りたいと願います。しかしながら、地域にはさまざまな課題を抱えながら、助けを求めることができない人も少なくありません。民生委員は、地域住民に最も身近な相談相手です。住民の立場に立って、その人の暮らしを見つめ共に悩み、共に考える存在でもあります。

地域住民一人ひとりを個別的に捉え、「気になる人」を早期に発見し、地域住民や幅広く関係機関と連携することで、地域の中で自分らしい心豊かな生活が送れるよう支援しましょう。

### 「住民の立場に立つ」視点と実践のポイント

住民の立場に立つということは、住民の要求をすべて受け入れるという短絡的なことではなく、また、行政と対峙することでもありません。日々の活動を利用者や住民の側から見据え、取り組むことを意味します。民生児童委員はよく、行政のパイプ役といわれますが、行政の意向を単に住民に「伝達する人」ではなく、住民の意向（願い、思い、気持ち等）を「つなげる人」としての役割が期待されています。

#### 【ポイント】

- ①福祉サービスを必要とする一人ひとりの「その人らしい暮らし」を尊重する。
- ②住民がかかえる問題をあるがままに受け止め、批判や審判をしない。
- ③利用者の多様な価値観を認める。
- ④相手の悩みやニーズを受容し、親身になって対応する。
- ⑤相手の立場に立って考え、実践する。
- ⑥本人の解決能力を引き出す。
- ⑦上下関係ではなく、対等な関係を築く。
- ⑧日常的に信頼関係を築く姿勢、態度、行動をつらぬく。
- ⑨プライバシーを守る。

### 1. 子育てを応援する活動

平成29年に児童委員制度創設70周年を迎えました。地域社会や家族の形は変容し、子どもや子育て家庭をめぐる問題が複雑化、多様化している今日において、民生委員、主任児童委員に寄せられる期待はますます大きなものとなっています。そこで求められるのは、子どもだけに焦点を当てるのではなく家庭全体を視野に入れた支援や、継続的な見守り、住民参画の促進、児童委員のPR活動など、多岐にわたります。全民児連が策定した「全国児童委員活動強化推進方策2017」を参考に、切れ目のない支援を図るために、以下の活動を推進しましょう。

#### ◇活動の取り組み例

##### ①学校・地域とのネットワークづくり

- ・子どもの登下校時声かけ運動により、子どもたちを「顔」でつながる関係を築く
- ・学校訪問、学校行事へ積極的に参加し、子ども、学校教員との交流を重ねる

- ・学校教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等と定期的な情報交換会を開催し、気になる子どもの情報共有を図る
- ・不登校の子どもたちが日常的に通い、遊びや勉強等ができる居場所づくりへの協力や情報提供を行う

## ②「子育てサロン」などの居場所づくり

- ・子育てサロンの運営や協力、既存の子育てサークルを応援する
- ・子育て中の親同士の横のつながりを作り、子育て家庭の孤立防止を図る
- ・放課後や夜間の「居場所づくり事業」の実施や協力を通じて、子どもたちと継続的に関わることで信頼関係を築く

## ③関係機関との連携

- ・市町村、保健所・保健センター等が実施する乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や健診未受診家庭への訪問、母親教室・父親教室、両親学級等への協力し、課題を抱える親子の早期発見に努める
- ・児童館やボランティア団体と連携し、世代間交流や居場所づくりを進め、地域住民も巻き込んで、子どもと地域の大人の関係づくりを促進する
- ・地域の福祉施設を会場とした子ども食堂や学習支援事業等の開催を通じて、社会福祉法人との連携を図り、子育てを応援する地域づくりを進める
- ・要保護児童対策地域協議会において、地域のことをよく知る民生委員の立場で、積極的に発言や提案を行う
- ・子育て世代包括支援センターと連携し、母親の妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に協力する

## ④見逃さない活動

- ・子どもたちと共に地域の危険箇所や災害時の避難経路を示した「安全マップづくり」を実施し、地域において子どもの安全を守る取り組みを進める
- ・オレンジリボン等のグッズを活用し、虐待に関する地域住民への啓発活動に努め、「気になる家庭」に関する情報提供が得られるよう地域住民との関係構築を進める
- ・学校訪問や児童虐待防止推進月間の啓発活動の際に、子どもたちに対して、「オレンジリボンをつけている大人は見守ってくれる人」という認知を得られる啓発活動を実施する

## 2. 障がい者を支援する活動

平成28年4月に、障害者差別解消法が施行されました。障がい者の社会参加を図るうえでのさまざまな障壁の解消を目指すもので、障がいを理由とする差別的取り扱いを禁止するとともに、障がい者自身から求められた場合の「合理的配慮」が規定されています。また、同年には障害者総合支援法も改正され、障がい者を取り巻く福祉諸制度が変化しています。そこで、障がい者に対する人々の理解を進めることも含め、障がいのある人が地域で自分らしく生活できるよう、以下の活動を推進しましょう。

### ◇活動の取り組み例

#### ①地域住民とともに生活環境改善

- ・「障がい者週間」などに関する事業に積極的に参画し交流を図る
- ・車いす利用者や、視覚障がい者など、配慮が必要な住民と一緒に地域の点検を進める
- ・車いすの操作等、障がい者の移動支援に必要な技術や配慮を身につける

#### ②関係機関との連携

- ・市町村、相談支援機関、障がい(児)者施設等と日常的な連携を図り、地域で見守るための情報共通を図る

#### ③制度理解と利用促進

- ・日常生活自立支援事業等、障がい者に関わる諸制度を正しく理解し、利用の相談、支援を行う

## 3. 要介護高齢者を支援する活動

地域包括ケアシステムの構築が進められているなか、要介護高齢者の支援にあたっては、「個人」のみならず、「地域」にも焦点をあてながら、「支援の包括化」、「地域連携」、「ネットワークづくり」がキーワードとなります。地域住民と共に考え、要介護高齢者が地域で自分らしく生活できるよう、以下の活動を推進しましょう。

### ◇活動の取り組み例

#### ①孤立死を防ぐ「見守りネットワーク」の支援

- ・緊急時の連絡先、掛かりつけの病院などを記入したカードを作成し備えてもらう(救急医療情報キットやいのちのバトン等)
- ・近隣の見守り協力者をつくる
- ・ふれあいサロンなど、気軽に立ち寄れるふれあいやコミュニケーションの場づくりの運営や協力

#### ②関係機関との連携

- ・市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関や、ケアマネージャー生活支援コーディネーターなどの専門職と日常的に連携し、地域で見守るための情報共有を図る
- ・安心して介護サービスが受けられているか、不満はないか、虐待が隠されていないか等の実態を把握と関係機関との連絡調整を行う

- ・施設入所した高齢者が、自宅のみならず、地域のサロン等へ里帰りすることを支援

### ③認知症高齢者への支援

- ・認知症や家族の悩み、困難なことがらを理解し、本人を地域の輪に加え地域ぐるみで見守るなど、住みやすい環境づくりを支援する
- ・介護者の集いを計画し交流を図る
- ・認知症サポーターとの連携を図る

### ④実態把握と相談支援

- ・ひとり暮らし高齢者の食事、入浴、住まいの状況を把握し、困難や不便に気づくとともに、常日頃から安否を確認する
- ・火災の点検や悪徳商法から守るため、消防署員や交番の警察官と協働しながら見回りをすすめる
- ・住民支え合いマップや福祉マップをつくり、訪問スケジュールを立てる
- ・高齢者世帯、ひとり暮らし世帯の除排雪への理解、協力を促進する

## 4. ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中、地域とのつながりがない（弱い）社会的に孤立した住民の増加が懸念されます。その状況に備え、社会的孤立を見逃さないことを目的に以下の活動を推進しましょう。

### ◇活動の取り組み例

#### ①実態調査の実施

行政からの依頼や民児協独自による担当地区の世帯（実態）調査を実施する

#### ②自治会・町内会や趣味グループ等との情報交換

自治会・町内会等の集会に出向き、関係者から孤立している人に関する情報を収集

#### ③訪問を拒否する要援護者等への対応の検討

民生委員の訪問を拒否する要援護者等について、その要援護者が日常的につながっている住民を把握し安否確認の協力を呼びかけ

#### ④住民支え合いマップの活用による把握

住民支え合いマップを作成し、近隣とのつながりがない住民を把握する

## 5. 多様な人びとの人権の理解促進

わが国においては現在も多くの人権課題が存在しています。人権とは、私たちが人間らしく生きるための権利で、人種や民族、性別の違いなどにかかわらず、すべての人に共通して備わっている権利です。

誰もが尊重され、安心して暮らすことができる地域社会づくりのために、一人ひとりの民生委員も意識的に人権課題について理解を深めることが必要です。それらのことから、人権に関する研修会や、啓発活動への参加を積極的に行いましょう。

◇研修や啓発活動の参加例

①女性の人権

～DV被害、セクシャルハラスメント等

②子どもの人権

～児童虐待（身体的、精神的、ネグレクト）、児童買春・ポルノ、いじめ等

③高齢者の人権

～高齢者虐待（身体的、精神的、ネグレクト、経済的虐待）等

④障がい者の人権

～障がい者虐待、合理的配慮等

⑤同和問題（部落差別）

⑥アイヌの人々

⑦外国人及び混血の方の人権

⑧HIV感染者、ハンセン病患者等

⑨刑を終えて出所した人

⑩犯罪被害者等

⑪性的指向に関する人権

～LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、ジェンダークィア）

⑫ホームレス

⑬災害被災者

## 重点2 地域のつながりをつくり高める活動

地域の人間関係の希薄化が指摘されている今日において、誰もが孤立せず、地域のなかで自分らしい生活を送ることができるようにするためには、地域の問題を自分事として捉え、人と人とのつながりを強化し、誰もが支え合える地域を創り上げていくことが大切です。

地域の課題を顕在化して、各関係機関・団体との連携、地域住民同士のつながりによる問題解決を促進しましょう。

### 1. 孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動

地域住民の孤立を防ぐ取り組みは、民生委員一人だけでは成しえません。ご近所、自治会・町内会、関係機関との連携により、地域の課題解決力を高め、安心・安全の見守りネットワークを構築しましょう。

#### ◇活動の取り組み例

##### ①地域の見守りネットワークの立ち上げ

自治会・町内会等の自治組織やご近所による有志とともに、ネットワークを組織し民生委員だけでなく、要援護者等の組織的な見守り活動を展開する

##### ②地域包括支援センター等相談機関や事業者との連携

地域包括支援センター等の相談機関や、新聞配達員、水道検針員、郵便局員等の関係事業者と、日常的な連携を図り、要援護者等の異変に即応できる体制づくりを図る

##### ③ご近所福祉推進会議の開催と住民支え合いマップの活用

住民支え合いマップから見えてくる孤立している人など、ご近所の有志により、ご近所の存在する福祉課題を検討する場を設け、住民とともに課題解決に取り組む

### 2. 自治会・町内会との積極的な連携

地域の力の基盤ともなる自治会・町内会活動と民生委員活動の連携強化は、地域福祉の推進や福祉のコミュニティづくりにあたって欠かせません。自治会・町内会と地域の課題を共有し、その解決に向けた協働が可能となるよう働きかけを進めましょう。

#### ◇活動の取り組み例

##### ①自治会・町内会に「福祉部」設置を働きかけ

自治会、町内会と地域の課題を共有し、解決に向けた取り組みを進める組織として「福祉部」（名称は任意）の設置を働きかける。すでに、組織化されている場合は、その組織を通じて、民生委員への理解や支援者の拡大を図る

##### ②「住民懇談会」の開催

市区町村社協、地区社協と連携し、「住民福祉懇談会」等を開催し、住民の福祉ニーズを把握するとともに、理解者、支援者の拡大を図る

### 3. 社会福祉協議会との一層の連携・協働

民生委員と社会福祉協議会（社協）は地域の福祉充実を担う「車の両輪」として、密接な連携のもとで活動してきました。生活福祉資金貸付事業や心配ごと相談事業など民生委員の取り組みから社協事業に発展したものは少なくありません。現在においても、住民に身近な小地域での見守り活動や各種のサロン活動、さらには災害時要援護者の支援活動など、社協と連携・協働した多くの取り組みが進められているところであり、こうした社協との連携をさらに進めましょう。

#### ◇活動の取り組み例

##### ①生活福祉資金貸付制度への協力

生活福祉資金貸付制度の成り立ちや協力する意義をあらためて確認し、課題を抱えた住民支援のツールとして積極的に活用する

##### ②社協事業への積極的な協力

社協は地域福祉の推進団体として先駆的・開発的な事業に取り組むことが多いので、民生委員は地域福祉推進の担い手として積極的に協力する

##### ③社協ボランティアセンターとの連携

公的なサービスの利用が困難である等、やむを得ず民生委員として対応している住民の日常生活支援について、社協のボランティアセンターと連携により、ボランティアの支援を得る

##### ④地域福祉実践計画への参画

社協の中長期計画である「地域福祉実践計画」の策定にあたって、その策定委員会等に民生委員として参画し、民生委員活動、民児協活動との総合調整を図る



## 4. 社会福祉法人・社会福祉施設との積極的連携

福祉施設を設置・経営する社会福祉法人には、地域福祉の推進にも大きな期待が寄せられており、平成29年4月からは地域貢献の取り組みが責務化されました。今後は、民児協として地域の社会福祉法人・福祉施設との一層の連携を図ることで、公的な制度では対応が困難な住民のきめ細かいニーズに応じていくための仕組みづくりにも取り組みましょう。

### ◇活動の取り組み例

#### ①社会福祉施設との連携による住民の生活課題の解決

- ・福祉施設の車両を利用した高齢者の買い物支援の働きかけ
- ・福祉施設の集会室等を利用した子ども食堂や学習支援への支援

#### ②社会福祉法人による地域貢献活動の提案

今後、社会福祉法人には、介護予防や障がい者の地域移行、待機児童、生活困窮者の自立支援等、地域の福祉ニーズを反映した取り組み(地域公益事業)が期待されているので、民生委員として把握している住民の多様なニーズの情報を社会福祉法人による地域貢献の取り組みにつなげていく

## 5. 地域に根差すさまざまな組織・団体との連携

人と人とのつながりを強め、誰もが支え合える地域を創り上げていくためには、一部の関係者だけではなく、老人クラブやボランティア団体、NPO等との連携も重要です。また、新聞販売店や生活協同組合などの民間企業・事業者・団体においても、積極的な安否確認活動等が行われている事例が多数ありますので、地域の社会資源を的確に把握し実情に即した連携を図りましょう。

### ◇活動の取り組み例

#### ①関係組織・団体との協働による取り組み

- ・老人クラブと協働した声かけ活動、健康づくり増進講座、交通安全啓発などを実施する
- ・ボランティア団体・NPOを開催する事業への参加・協力
- ・消費者団体等と連携した特殊詐欺被害防止にかかる街頭啓発等の取り組み
- ・ライフライン事業者や新聞販売店等と連携した重層的な地域の見守り体制づくり

## 重点3 委員同士が支え合える民児協の活性化

制度創設100周年を迎えた民生委員制度は、短期間での退任者の増加やなり手不足、住民の認知度の低さ等、その活動はさまざまな今日的課題に直面しています。

こうした課題を解決するためにも、民生委員の活動の拠り所とも言える民児協の活性化や機能強化を図ることは重要ですので、活動の基盤強化、委員候補者の発掘などを促進しましょう。

### 1. 民児協の活性化による民生委員児童委員への支援

民児協は、民生委員にとって、活動の拠点であり最も大きな情報源となっています。また、研修の場であり、お互いの悩みを打ち明けたり、励ましあったりする場として貴重な存在です。お互いに支え合える民児協づくりを進めましょう。

#### ◇活動の取り組み例

##### ①支え合える定例会

- ・定例会に合わせ委員相談会を設け、悩みを抱えている委員がベテラン委員に個別相談できる環境を整備する

##### ②全員参加と役割分担による活性化

- ・経験年数に関わらずお互いが自由に、お互いを尊重しつつ意見を言える雰囲気づくりに努め活性化を図る
- ・次世代のリーダーづくりを委員全員ですすめる

##### ③新任委員を支える取り組み

- ・活動記録の記入に関する勉強会の実施
- ・新任委員の悩みや分からないことを予め相談カードに記入してもらい、適切なタイミングで面談しアドバイスする

##### ④自主研修の定着化

- ・守秘義務、プライバシー保護に関して意思統一を図る
- ・近隣民児協の定例会を訪問し相互に学び合う
- ・定数の多い民児協は小グループ協議を工夫し意見交換の活発化を図る
- ・福祉の動向や地域の課題に即した自主研修をすすめる

##### ⑤個別支援、相談支援体制の整備

- ・地域の状況や行政などに関する情報を収集し共有化を図る
- ・世帯票、福祉票の整備をすすめる

##### ⑥児童委員協議会の積極的な開催

- ・定例会に合わせ児童委員協議会も開催し、主任児童委員を中心とした子どもを取り巻く状況の把握や、場合によっては個別事例の検討も実施
- ※この取り組み事項は32ページに詳細を掲載しています

### ⑦地域福祉計画、地域福祉実践計画策定への積極的な参画

行政の「地域福祉計画」や社協の「地域福祉実践計画」の策定に積極的に関わり、行政施策や社協活動との足並みを揃えるなど、民児協活動との連動を図ることで一体的な地域福祉を推進する

## 2. 民児協の中長期活動計画づくり

民生委員活動において、地域の課題を解決するには多くの時間を要します。ただやみくもに活動を進めるのではなく、重点推進活動を設定しその課題解決に向けたプロセスを整理していくことも重要な取り組みの一つといえます。民児協独自で3～5年の中長期計画を進め効果的な活動を展開していきましょう。

### ◇計画づくりの流れ

#### ①地域の実態把握

民児協において、委員が把握している情報を出し合い、地域住民の実態と抱えている問題を整理する

#### ②課題の明確化

民児協において、地域の実態把握から見てきた地域の実情から、優先的に取り組むべき課題を明確にする

#### ③計画の策定

明確になった課題から重点的に取り組む活動やその期間などを設定する。関連して、市町村の地域福祉計画や、社協の地域福祉実践計画の内容との連動性を高めるために、行政や社協の担当職員にも参画してもらうとより高い効果が期待できる

#### ④計画の実践

民児協の全委員が一丸となって計画を実践する

#### ⑤実践の評価・検証

重点的に取り組んだ活動が実践できていたか民児協内で協議し、その評価や検証結果に応じて、次年度以降の計画や活動に反映させる

### 3. 地域住民への積極的なPR活動の展開

民生委員の選任や活動の基盤となる地域において、住民の理解と信頼を高めるため、民生委員の性格、役割、活動の実際等について、さまざまな機会を活用し積極的なPR活動を展開しましょう。

#### ◇活動の取り組み例

##### ①広報紙によるPR

- ・民児協独自の広報紙の作成
- ・行政や社協の広報紙に掲載を依頼
- ・町内会の回覧板の活用

##### ②民生委員・児童委員の日、活動強化週間でのPR

- ・5月12日の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」に街頭啓発活動を実施
- ・道民児連作成啓発チラシやポケットティッシュをツールとして戸別訪問

##### ③資材の活用

- ・腕章やジャンパーを作成し、委員全員が活動時には着用することでイメージの定着化を図る
- ・活動パネルを作成し、市役所（町村役場）や公民館等、住民が集まる場所に掲示

### 4. 共同募金への協力と民児協活動での活用

赤い羽根共同募金は、方面委員時代の「歳末同情運動」に遡るものであり、民生委員が常に大きな役割を担ってきました。共同募金は「地域をよくする仕組み」として、地域福祉推進のための大切な財源といえます。同時に、寄附という行為を通じた「福祉文化」を地域に根づかせるためにも、今後とも、民生委員として共同募金運動への協力を進めていきましょう。

#### ◇活動の取り組み例

##### ①共同募金運動への協力と提案

10月から3月まで運動期間に、共同募金活動推進者として、積極的に募金活動に協力する。  
また、1月から3月までは「テーマ型募金」として実施されるので、民生委員が把握している地域の福祉課題に即した募金活動が展開されるよう提案する。

##### ②共同募金助成金の活用

市町村共同募金委員会に対して、課題を抱えた住民への具体的な支援活動での活用を相談する  
(例:広報紙の作成、各種調査の実施、救急医療情報キットの配布等の活動等)

### 5. 民生委員児童委員候補者の発掘

民生委員としての適任者を確保していくため、市区町村行政ともよく協議しながら、新たな「なり手確保」を地域の課題としていきましょう。まずは地域ごとの取り組みとして、地縁組織や学校関係者等、幅広い関係者により構成される「推薦準備会」の設置を進めましょう。

さらに、市区町村段階において、社協ボランティアセンター、商工会をはじめ、多様な関係機関・団

体に協力を依頼し、民生委員としての適任者の推薦を得られるように取り組みましょう。

#### ◇活動の取り組み例

##### ①推薦準備会の組織化

自治会・町内会や学校、福祉施設、自主防災組織や消防団関係者等、幅広い人びとで構成する推薦準備会を設置し、一斉改選年だけでなく、継続して設置、開催し、日々の委員活動について情報を共有し、理解を深めてもらう。また、候補者の適性を考えるうえでは、現任委員の意見は大切であるので、現任委員、また民児協の意見が反映されるようにする。

## 6. 児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進

児童委員の活動要領（平成16年11月8日改正厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、児童委員相互の連携を図り児童福祉のための各種の協議を行うために民生委員協議会の開催と同時に児童委員協議会を開催することが望ましいとしていますが、道内では約半数の民児協が児童委員協議会を開催していない実態があります。また、主任児童委員は児童委員協議会において、事例提供や課題提起等の中心的な役割を期待されています。

これらのことから、主任児童委員を中心とした児童委員協議会の開催に積極的に取り組みましょう。

#### ◇活動の取り組み例

##### ①児童委員協議会の定例化

児童委員相互の連携の強化や活動に必要な知識、技術の向上を図るために、民生委員協議会の開催都度、児童委員協議会も開催する

##### ②主任児童委員活動報告の定例化

児童委員協議会において、主任児童委員活動の理解促進を図るために、主任児童委員による活動報告を定例化する

##### ③主任児童委員同士の研究協議の場づくり

主任児童委員が一堂に会し、日ごろの活動の状況や課題を研究協議する場を設ける  
※町村の単位民児協においては振興局ごとの実施を検討

## 重点4 福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動

それぞれの地域において災害時要援護者支援の具体的な取り組みを進めていく際には、単位民児協を基本に、所属する民生委員全体の認識を共通化し、また行政や関係機関・団体との連携が大切です。

災害に備える活動は日常的な活動の延長上にあるという認識のもと、民児協の内部体制づくりを促進するとともに、北海道警察と締結した「高齢者の安全対策に関する協定」に基づく地域防犯活動を進めましょう。

## 1. 要援護者の把握と関係者との協力による支援体制づくり

災害発生時において、要援護者の安否確認や避難支援が円滑に行われるためには、要援護者ごとに複数の支援者を確保する等、平常時の体制整備が重要です。また、民生委員の主たる役割として、地域において支援を必要とする人に、必要な支援がもれることなく届くようにすることも期待されています。そこで、平常時において、日常的な活動の一環として以下のことを意識的に取り組みましょう。

### ◇活動の取り組み例

#### ①「要援護者台帳」、「災害福祉マップ」の整備

日頃の訪問活動や行政から提供される「避難行動要支援者名簿」を参考に、「要援護者台帳」を作成するほか、要援護者の住居等を地図に落とし込んだ「災害福祉マップ」を整備する

#### ②「要援護者台帳」の保管、活用方法の検討

災害発生時において、要援護者台帳を作成していても、持ち出す時間が不足していた等の理由で、有効に活用できなかった事例が多く存在します。要援護者台帳の作成や更新、安全な保管方法、発災後の活用方法などを具体的に定める

#### ③避難所や安全な避難ルートの事前確認

要援護者の住所等を確認するだけでなく、避難所までの避難に必要な時間、安全な避難ルート等を予め確認しておく

#### ④関係機関・団体との日常的なネットワークづくり

要援護者支援体制づくりのためには、幅広い関係者との連携・協働が必要となります。行政、社会福祉協議会、自治会・町内会、自主防災組織、消防団等、防災を意識したネットワークづくりに努める

## 2. 災害時要援護者の自助努力の支援や、地域住民の互助の取り組み促進

要援護者に対して日頃から防災を呼びかけ自助を促進する活動や、災害時における要援護者の安否確認や避難支援への地域住民の互助の取り組みが必要不可欠です。そこで、自助と互助を高める活動に取り組みましょう。

### ◇活動の取り組み例

#### ①要援護者への情報提供

日常の訪問やサロン活動のなかで、要援護者に対し、気象や避難に関する情報の説明や自宅の安全対策に関する情報提供を行う

#### ②要援護者も参加する避難訓練、防災訓練の実施

地域において、要援護者の参加も得た避難訓練、防災訓練の促進を図り、住民に要援護者支援の理解を深めてもらう。また、住民同士の関係を強めることで地域の防災力を高めることを促進する

### ③災害時における民生委員が担う役割を住民に周知

災害時には、要援護者だけでなく、住民全てが「要支援者」となり、時には支援の不足について民生委員に批判が向けられることがあるので、関係者との役割分担のなかで、民生委員はどのような役割を担うのか、あらかじめ住民に周知し理解を得る

## 3. 発災に備える民児協の内部体制づくり

災害支援が長期化すればするほど、委員一人ひとりにかかる精神的な負担は大きくなります。そのため、民児協は、委員の支え合いや支援を担う組織機能を発揮することが重要と言えます。いざという時の災害に備え、日ごろから内部体制づくりに取り組みましょう。

### ◇活動の取り組み例

#### ①発災時における初動の申し合わせ

災害発生に備え、発災時の行動原則、各委員の安否や所在地に関する連絡方法（連絡網の整備等）、要援護者の安否情報の集約等について、予め申し合わせておき、定例会などで各委員に周知する

## 4. 北海道警察との協定に基づく安全対策の取り組み

平成27年6月11日に道民児連と北海道警察の間で「高齢者の安全対策に関する協定」を締結しました。この協定は、民生委員が取り組む日常の相談支援や訪問活動と、警察が行う高齢者の犯罪被害防止対策や交通事故防止対策が密接に関連していることから、民生委員と警察が相互に協力することにより、高齢者が犯罪や事故のない安心して暮らせる社会づくりに貢献することを目的としています。地元警察署や駐在所と連絡調整し、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりに取り組みましょう。

### ◇活動の取り組み例

#### ①高齢者世帯訪問による防犯・交通安全アドバイスや情報発信の実施

警察官が民生委員と共に高齢者宅を訪問し、特殊詐欺を始めとする高齢者を狙った犯罪の被害防止や交通事故防止に関するアドバイス及び情報発信活動を実施する

#### ②警察官の立ち合いによる安否確認

民生委員が高齢者宅を訪問した際、安否確認が必要な場合や犯罪や事故の被害に遭うおそれがある場合における連絡体制を確立し、互いの連携により速やかな安否確認や初動捜査等を実施し、高齢者の安全確保と被害防止を図る

#### ③犯罪被害防止・交通安全に関する情報提供

地域の犯罪の発生実態や交通事故実態について、地元警察署からタイムリーな情報提供を受けるとともに、各地区における民児協定例会や研修会に警察官が講師として出席してもらい、犯罪被害防止や交通安全についての情報提供やアドバイスを受ける

気になる人（要援護者等）の発見や住民の支え合いの実態把握、地域の課題を明らかにする手法として、「住民支え合いマップ」の取り組みは非常に有効です。この取り組みは、道民児連が平成21年度から重点推進事業として取り組みを進めてきました。民生委員活動の負担軽減や新任委員への引継ぎ、委員同士のコミュニケーションの増加、自治会・町内会との連携強化等、さまざまな効果が期待できますので、取り組みを進めてみましょう。

※住民支え合いマップの取り組み概要は、44～45ページをご参照ください。

### 住民支え合いマップのキーワード

#### ○世話焼きさん

住民支え合いマップを語るうえで“世話焼きさん”の存在は欠かせません。困りごとを抱える要援護者等に何かとお世話を焼く住民のことを、住民支え合いマップでは“世話焼きさん”と呼んでいます。

世話焼きさんをどれだけ見つけ協力関係になるかが、効果的な支え合いを進めるポイントになります。

#### ○助けられ上手さん

住民支え合いマップでは、上手に近隣の助けを借りて困りごとの解決や自分らしい生活を営んでいる人のことを“助けられ上手さん”と呼んでいます。

助けられ上手さんは、自らの福祉課題を考え、その解決策として自らの困りごとをオープンにしご近所に助けを求めることができる人です。自らの困りごとをオープンにする行為は、まさに“自助”であり、支え合いのスタート地点とも言えます。“支え合いの地域づくり”を進めるためには、担い手となる世話焼きさんの発掘は当然大切ですが、当事者の方々に助けられ上手さんになってもらうことも大切です。双方向で互いに協力して築き上げていくことがご近所による支え合いの第一歩と言えるでしょう。

## 1. 住民の困りごとの発見と住民同士の支え合いによる解決の促進

住民支え合いマップの特徴として、地域住民の個別の困りごとや、その支え合いの実態が見えてくるメリットが挙げられます。要援護者の中には、困りごとがあってもなかなか表に出せない方もいます。また、地域には安否確認やおすそ分け等、民生委員が把握していない支え合いも存在します。そのような住民の困りごとと地域住民を結び付け、住民が主体となった支え合いの地域づくりに取り組みましょう。

## 2. 地域課題の明確化と住民による解決の支援

住民支え合いマップを作成すると、買い物に不便している、食事の支度ができていない高齢者など、地域における共通の課題が見えてきます。その課題に対して、関係機関がどのような対応をしているのか、住みづらさの問題や、豊かに生きられる場所なのかといった地域の状況も調べることとなります。しかしながら、明らかになった課題の解決に向けた取り組みを民生委員一人で進めることが非常



に困難です。

民生児童委員は、支え合いマップ作成の過程で明らかになった地域課題を、地域住民と共有し住民による課題解決の後方支援に回しましょう。

### 3. 世話焼きさんの発掘によるなり手不足の解消

住民支え合いマップの取り組みを進めると、必ずと言って良いほど“世話焼きさん”の存在が見えてきます。自ら主体的に困りごとを抱える要援護者等のお世話を焼いてくれるという意味では、とても貴重な社会資源です。一方で、近年は民生児童委員のなり手不足という大きな課題を抱えています。各市町村において、民生児童委員の推薦形態は異なりますが、約23%の委員が後任候補を探して選任する実態があります。

これらのことから、地域の世話焼きさんは次代の民生委員候補者になりうる方々ですので、日常的な連携を深め、自身の退任後に民生委員をお願いする雰囲気づくりに努めましょう。

#### 《参考》

#### 民生委員・児童委員候補者の選任方法

	委員候補者の選任(推薦)方法				合 計
	行政が候補者を 探してくる	自治会・町内会が 候補者を推薦	委員自身が後任者を 探してくる	無回答	
北海道	62	194	84	14	354
	17.5%	54.8%	23.7%	4.0%	100.0%
全 国	446	6,569	1,807	438	9,260
	4.8%	70.9%	19.5%	4.7%	100.0%

※全国民生委員児童委員連合会発行「民生委員制度創設100周年記念全国モニター調査  
調査「単位民児協の組織および活動に関する調査」報告書より

## 北海道の民生委員児童委員活動の推移(福祉行政報告例より)

### 1. 活動件数、活動日数等（総数および委員一人当たり）

#### (1) 全民生委員児童委員（区域担当委員＋主任児童委員）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
委員定数 (年度末現在)	9,950	9,950	9,950	9,971	9,971	9,971	9,976	9,976	9,976	9,988
委員現員数 (同)	9,900	9,884	9,883	9,865	9,862	9,836	9,801	9,804	9,790	9,761
定員充足率	99.5%	99.3%	99.3%	98.9%	98.9%	98.6%	98.2%	98.3%	98.1%	97.7%

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
相談・ 支援 件数	一人 あたり 件数	36.0	34.0	33.9	33.2	32.3	32.9	29.7	28.1	26.5	25.3
	全体 件数	356,342	335,926	334,840	327,260	318,598	323,946	291,438	275,934	259,541	246,469
その他 の活動 件数	一人 あたり 件数	90.3	90.4	87.3	87.9	92.5	96.7	86.9	88.1	85.3	83.5
	全体 件数	894,022	893,117	862,891	867,565	911,744	951,050	851,391	863,662	834,881	814,727
合計活 動件数	一人 あたり 件数	126.3	124.3	121.2	121.1	124.8	129.6	116.6	116.2	111.8	108.7
	全体 件数	1,250,364	1,229,043	1,197,731	1,194,825	1,230,342	1,274,996	1,142,829	1,139,596	1,094,422	1,061,196

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
訪問 回数	一人 あたり 件数	119.4	120.6	120.6	121.0	127.8	143.2	128.0	130.4	120.7	118.1
	全体 件数	1,181,912	1,191,765	1,191,673	1,193,957	1,260,182	1,408,445	1,254,438	1,278,863	1,181,667	1,152,968

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
連絡調 整回数	一人 あたり 件数	42.6	42.1	42.6	46.0	47.6	48.8	46.8	49.2	46.4	53.2
	全体 件数	421,659	416,089	421,121	453,725	469,807	480,374	459,122	482,213	454,345	519,650

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
活動 日数	一人 あたり 件数	96.0	96.2	96.0	97.9	101.1	105.6	97.3	102.1	97.5	97.2
	全体 件数	950,191	951,199	949,094	965,295	997,100	1,038,269	953,664	1,000,724	954,892	948,415

(2) 主任児童委員((1)の内数)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
委員定数 (年度末現在)	880	880	880	882	882	882	882	882	882	884
委員現員数 (同)	874	871	865	862	874	873	873	870	846	871
定員充足率	99.3%	99.0%	98.3%	97.7%	99.1%	99.0%	99.0%	98.6%	95.9%	98.5%

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
相談・ 支援 件数	一人 あたり 件数	22.0	25.8	24.6	24.3	22.3	21.2	22.9	19.7	19.0	17.2
	全体 件数	19,257	22,492	21,318	20,971	19,482	18,473	20,002	17,172	16,066	15,013
その他 の活動 件数	一人 あたり 件数	59.9	58.2	57.6	58.4	60.7	63.6	65.7	62.1	60.6	59.7
	全体 件数	52,382	50,666	49,797	50,328	53,089	55,531	57,399	54,064	51,278	52,017
合計活 動件数	一人 あたり 件数	82.0	84.0	82.2	82.7	83.0	84.8	88.7	81.9	79.6	77.0
	全体 件数	71,639	73,158	71,115	71,299	72,571	74,004	77,401	71,236	67,344	67,030

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
訪問 回数	一人 あたり 件数	20.6	21.4	20.6	20.0	21.8	25.1	30.2	20.0	19.1	18.4
	全体 件数	17,986	18,646	17,795	17,200	19,037	21,870	26,383	17,428	16,155	16,045

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
連絡調 整回数	一人 あたり 件数	49.2	50.9	50.3	53.6	75.0	65.0	69.7	63.8	62.0	62.6
	全体 件数	43,032	44,337	43,541	46,221	65,508	56,736	60,888	55,468	52,450	54,540

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
活動 日数	一人 あたり 件数	79.6	77.7	76.6	79.3	83.6	84.7	86.5	81.6	80.5	79.5
	全体 件数	69,534	67,670	66,280	68,348	73,068	73,911	75,491	70,975	68,122	69,211

## 2. 「相談・支援件数」の分野別、区分別の件数の推移

### (1) 全民生委員児童委員(区域担当委員＋主任児童委員)

#### 分野別件数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
高齢者	199,541	183,050	183,787	180,262	175,451	181,910	162,631	155,214	146,708	140,788
	56.0%	54.5%	54.9%	55.1%	55.1%	56.2%	55.8%	56.3%	56.5%	57.1%
障がい者	19,863	18,890	17,817	17,554	15,942	15,736	13,602	13,326	12,344	10,836
	5.6%	5.6%	5.3%	5.4%	5.0%	4.9%	4.7%	4.8%	4.8%	4.4%
子ども	50,845	50,231	50,741	51,533	52,760	49,768	44,826	41,054	40,944	37,040
	14.3%	15.0%	15.2%	15.7%	16.6%	15.4%	15.4%	14.9%	15.8%	15.0%
その他	86,093	83,755	82,495	77,911	74,445	76,532	70,379	66,340	59,545	57,805
	24.2%	24.9%	24.6%	23.8%	23.4%	23.6%	24.1%	24.0%	22.9%	23.5%
総数	356,342	335,926	334,840	327,260	318,598	323,946	291,438	275,934	259,541	246,469
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※上段:件数、下段:総数に占める割合

#### 区分別件数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
在宅福祉	41,615	35,567	34,999	33,584	28,265	27,964	25,115	22,085	21,192	20,154
	11.7%	10.6%	10.5%	10.3%	8.9%	8.6%	8.6%	8.0%	8.2%	8.2%
介護保険	11,033	9,918	9,248	8,948	8,381	8,348	7,121	6,807	6,700	6,544
	3.1%	3.0%	2.8%	2.7%	2.6%	2.6%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%
健康・保健」医療	43,777	37,952	35,544	33,804	30,325	28,695	26,228	24,773	22,904	21,203
	12.3%	11.3%	10.6%	10.3%	9.5%	8.9%	9.0%	9.0%	8.8%	8.6%
子育て・母子保健	7,996	8,820	8,550	7,979	9,138	8,278	7,532	6,522	6,296	5,718
	2.2%	2.6%	2.6%	2.4%	2.9%	2.6%	2.6%	2.4%	2.4%	2.3%
子どもの地域生活	25,522	23,973	24,712	25,898	26,129	25,232	23,138	20,751	20,753	18,347
	7.2%	7.1%	7.4%	7.9%	8.2%	7.8%	7.9%	7.5%	8.0%	7.4%
子どもの教育・学校生活	12,808	12,376	12,686	12,534	12,347	11,556	10,222	10,425	9,823	8,953
	3.6%	3.7%	3.8%	3.8%	3.9%	3.6%	3.5%	3.8%	3.8%	3.6%
生活費	20,413	19,521	18,522	16,276	14,973	13,975	12,479	12,046	10,259	8,970
	5.7%	5.8%	5.5%	5.0%	4.7%	4.3%	4.3%	4.4%	4.0%	3.6%
年金・保険	5,467	6,004	5,349	4,420	4,188	3,825	4,025	3,963	3,784	3,217
	1.5%	1.8%	1.6%	1.4%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.5%	1.3%
仕事	5,130	5,098	5,335	4,771	4,401	4,005	3,977	3,341	3,234	2,909
	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.2%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%
家族関係	13,540	13,492	13,279	13,148	12,354	11,457	10,327	9,752	9,540	8,279
	3.8%	4.0%	4.0%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.5%	3.7%	3.4%
住居	8,380	7,712	6,677	6,513	6,730	6,910	6,133	5,923	5,172	4,962
	2.4%	2.3%	2.0%	2.0%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%	2.0%
生活環境	20,431	17,305	17,169	16,286	17,165	17,570	15,491	14,962	14,341	13,677
	5.7%	5.2%	5.1%	5.0%	5.4%	5.4%	5.3%	5.4%	5.5%	5.5%
日常的な支援	62,925	61,323	65,699	64,657	69,181	75,693	65,638	60,866	57,317	57,727
	17.7%	18.3%	19.6%	19.8%	21.7%	23.4%	22.5%	22.1%	22.1%	23.4%
その他	77,305	76,865	77,071	78,442	75,021	80,438	74,012	73,718	68,226	65,809
	21.7%	22.9%	23.0%	24.0%	23.5%	24.8%	25.4%	26.7%	26.3%	26.7%
総数	356,342	335,926	334,840	327,260	318,598	323,946	291,438	275,934	259,541	246,469
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※上段:件数、下段:総数に占める割合

## (2) 主任児童委員((1)の内数)

### 分野別件数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
高齢者	2,790	2,740	2,437	1,995	1,994	2,213	3,073	2,210	2,000	1,765
	14.5%	12.2%	11.4%	9.5%	10.2%	12.0%	15.4%	12.9%	12.4%	11.8%
障がい者	419	406	581	564	590	758	754	743	509	524
	2.2%	1.8%	2.7%	2.7%	3.0%	4.1%	3.8%	4.3%	3.2%	3.5%
子ども	13,607	17,031	16,122	16,167	14,879	13,690	14,157	12,459	12,021	11,279
	70.7%	75.7%	75.6%	77.1%	76.4%	74.1%	70.8%	72.6%	74.8%	75.1%
その他	2,441	2,315	2,178	2,245	2,019	1,817	2,018	1,760	1,536	1,445
	12.7%	10.3%	10.2%	10.7%	10.4%	9.8%	10.1%	10.2%	9.6%	9.6%
総数	19,257	22,492	21,318	20,971	19,482	18,478	20,002	17,172	16,066	15,013
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※上段:件数、下段:総数に占める割合

### 区分別件数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
在宅福祉	341	559	516	359	254	183	247	147	127	105
	1.8%	2.5%	2.4%	1.7%	1.3%	1.0%	1.2%	0.9%	0.8%	0.7%
介護保険	89	92	106	87	92	112	94	49	48	48
	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%
健康・保健]医療	1,103	785	801	796	751	238	747	713	697	740
	5.7%	3.5%	3.8%	3.8%	3.9%	1.3%	3.7%	4.2%	4.3%	4.9%
子育て・母子保健	2,761	3,136	3,388	3,252	3,811	3,069	3,169	2,606	2,874	2,828
	14.3%	13.9%	15.9%	15.5%	19.6%	16.6%	15.8%	15.2%	17.9%	18.8%
子どもの地域生活	6,056	8,238	7,341	6,812	5,939	5,995	6,050	4,895	4,485	4,234
	31.4%	36.6%	34.4%	32.5%	30.5%	32.4%	30.2%	28.5%	27.9%	28.2%
子どもの教育・学校生活	4,054	4,768	4,789	4,801	4,214	4,321	4,243	4,131	3,997	3,395
	21.1%	21.2%	22.5%	22.9%	21.6%	23.4%	21.2%	24.1%	24.9%	22.6%
生活費	235	286	247	247	242	192	271	201	157	203
	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.4%	1.2%	1.0%	1.4%
年金・保険	55	90	53	41	22	29	32	47	13	11
	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.1%
仕事	150	66	90	83	104	67	82	64	93	110
	0.8%	0.3%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.7%
家族関係	602	563	591	605	468	434	460	526	521	531
	3.1%	2.5%	2.8%	2.9%	2.4%	2.3%	2.3%	3.1%	3.2%	3.5%
住居	55	79	66	48	57	47	86	64	77	58
	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%
生活環境	462	521	422	415	391	308	436	334	364	299
	2.4%	2.3%	2.0%	2.0%	2.0%	1.7%	2.2%	1.9%	2.3%	2.0%
日常的な支援	1,419	1,359	1,294	1,595	1,295	1,382	1,836	1,193	1,202	1,039
	7.4%	6.0%	6.1%	7.6%	6.6%	7.5%	9.2%	6.9%	7.5%	6.9%
その他	1,875	1,950	1,614	1,830	1,842	2,101	2,249	2,202	1,411	1,412
	9.7%	8.7%	7.6%	8.7%	9.5%	11.4%	11.2%	12.8%	8.8%	9.4%
総数	19,257	22,492	21,318	20,971	19,482	18,478	20,002	17,172	16,066	15,013
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※上段:件数、下段:総数に占める割合

### 3. 「その他の活動」、「訪問・連絡活動」、「連絡調整回数」の内容別の件数の推移

#### (1) 全民生委員児童委員(区域担当委員+主任児童委員)

##### その他の活動

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
調査・実態把握	291,455	302,772	267,800	269,249	293,080	310,638	242,961	249,146	233,723	213,981
	32.6%	33.9%	31.0%	31.0%	32.1%	32.7%	28.5%	28.8%	28.0%	26.3%
行事・事業・会議 への参加協力	175,053	162,397	159,794	159,871	165,656	168,683	155,931	162,963	156,986	154,033
	19.6%	18.2%	18.5%	18.4%	18.2%	17.7%	18.3%	18.9%	18.8%	18.9%
地域福祉活動・ 自主活動	226,321	227,718	241,576	236,854	249,296	252,211	242,870	232,857	235,197	223,033
	25.3%	25.5%	28.0%	27.3%	27.3%	26.5%	28.5%	27.0%	28.2%	27.4%
民児協運営・ 研修	178,924	174,517	174,467	183,357	186,057	201,074	191,682	201,516	194,120	206,401
	20.0%	19.5%	20.2%	21.1%	20.4%	21.1%	22.5%	23.3%	23.3%	25.3%
証明事務	19,811	17,705	16,990	15,557	15,778	16,271	14,368	14,535	13,228	15,445
	2.2%	2.0%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%	1.9%
要保護児童の発 見の通告・仲介	2,458	8,008	2,264	2,677	1,877	2,173	3,579	2,645	1,627	1,834
	0.3%	0.9%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%
総 数	894,022	893,117	862,891	867,565	911,744	951,050	851,391	863,662	834,881	814,727
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※上段:件数、下段:総数に占める割合

##### 訪問回数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
訪問・連絡活動	655,425	621,062	617,535	635,240	659,664	748,223	688,606	694,280	665,544	652,340
	55.5%	52.1%	51.8%	53.2%	52.3%	53.1%	54.9%	54.3%	56.3%	56.6%
その他	526,487	570,703	574,138	558,717	600,518	660,222	565,832	584,583	516,123	500,628
	44.5%	47.9%	48.2%	46.8%	47.7%	46.9%	45.1%	45.7%	43.7%	43.4%
総 数	1,181,912	1,191,765	1,191,673	1,193,957	1,260,182	1,408,445	1,254,438	1,278,863	1,181,667	1,152,968
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※上段:件数、下段:総数に占める割合

##### 連絡調整回数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
委員相互	265,091	255,144	256,014	274,404	276,553	276,451	267,427	275,365	257,848	319,558
	62.9%	61.3%	60.8%	60.5%	58.9%	57.6%	58.2%	57.1%	56.8%	61.5%
その他の関係機 関	156,568	160,945	165,107	179,321	193,254	203,451	191,695	206,848	196,497	200,092
	37.1%	38.7%	39.2%	39.5%	41.1%	42.4%	41.8%	42.9%	43.2%	38.5%
総 数	421,659	416,089	421,121	453,725	469,807	479,902	459,122	482,213	454,345	519,650
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※上段:件数、下段:総数に占める割合

## (2) 主任児童委員((1)の内数)

### その他の活動

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
調査・実態把握	3,666	3,418	2,784	3,216	3,029	4,036	4,098	3,498	3,500	3,135
	7.0%	6.7%	5.6%	6.4%	5.7%	7.3%	7.1%	6.5%	6.8%	6.0%
行事・事業・会議 への参加協力	13,755	12,936	12,450	12,385	13,057	14,480	15,226	14,290	13,683	13,618
	26.3%	25.5%	25.0%	24.6%	24.6%	26.1%	26.5%	26.4%	26.7%	26.2%
地域福祉活動・ 自主活動	19,647	19,382	19,445	18,668	20,809	20,550	20,453	19,646	17,662	17,934
	37.5%	38.3%	39.0%	37.1%	39.2%	37.0%	35.6%	36.3%	34.4%	34.5%
民児協運営・ 研修	14,841	14,442	14,644	14,867	15,842	16,090	17,106	16,080	15,905	16,796
	28.3%	28.5%	29.4%	29.5%	29.8%	29.0%	29.8%	29.7%	31.0%	32.3%
証明事務	239	204	185	889	245	248	326	327	324	389
	0.5%	0.4%	0.4%	1.8%	0.5%	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%
要保護児童の発 見の通告・仲介	234	284	289	303	107	127	190	223	204	145
	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%
総 数	52,382	50,666	49,797	50,328	53,089	55,531	57,399	54,064	51,278	52,017
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※上段:件数、下段:総数に占める割合

### 訪問回数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
訪問・連絡活動	11,399	10,158	10,247	9,057	10,204	10,550	12,818	8,919	7,872	7,671
	63.4%	54.5%	57.6%	52.7%	53.6%	48.2%	48.6%	51.2%	48.7%	47.8%
その他	6,587	8,488	7,548	8,143	8,833	11,320	13,565	8,509	8,283	8,374
	36.6%	45.5%	42.4%	47.3%	46.4%	51.8%	51.4%	48.8%	51.3%	52.2%
総 数	17,986	18,646	17,795	17,200	19,037	21,870	26,383	17,428	16,155	16,045
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※上段:件数、下段:総数に占める割合

### 連絡調整回数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
委員相互	27,043	26,411	25,142	26,648	36,867	32,348	36,633	32,230	30,697	32,487
	62.8%	59.6%	57.7%	57.7%	56.3%	57.0%	60.2%	58.1%	58.5%	59.6%
その他の関係機 関	15,989	17,926	18,399	19,573	28,641	24,388	24,255	23,238	21,753	22,053
	37.2%	40.4%	42.3%	42.3%	43.7%	43.0%	39.8%	41.9%	41.5%	40.4%
総 数	43,032	44,337	43,541	46,221	65,508	56,736	60,888	55,468	52,450	54,540
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※上段:件数、下段:総数に占める割合

## 高齢者の安全対策に関する協定書

公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「甲」という。）と北海道警察（以下「乙」という。）は、高齢者の安全対策に関する協定を次のとおり締結する。

### 第一条（目的）

この協定は、甲と乙が相互に協力することにより、高齢者が犯罪や事故のない安心して暮らせる社会づくりに貢献することを目的とする。

### 第二条（協力の内容）

- (1) 甲、乙は、互いの業務に支障のない範囲において、協働して高齢者宅を訪問し、犯罪被害防止及び交通安全に関するアドバイスや情報発信活動を推進する。
- (2) 甲は、その活動を通じ、高齢者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあることを認知した場合は、被害防止を図るため、乙と連携し安否確認等必要な措置を講ずる。
- (3) 乙は、甲に対して、高齢者に対する安全活動が適切に行われるよう、随時、犯罪被害防止及び交通安全に関する情報や資料を提供するとともに、甲からの要請に応じて、民生委員児童委員協議会定例会等への職員の派遣や助言を行うなど、適切な支援を行う。

### 第三条（秘密の保持）

甲、乙は、この協定の運用に際して知り得た個人の情報を目的外に使用しないこととし、また、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

### 第四条（効力）

この協定は、締結をもってその効力を有するものとし、甲、乙のいずれかが協定の終了を通知しない限り、失効しないものとする。

### 第五条（協議）

この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲、乙両者が協議の上決定するものとする。



## 住民支え合いマップとは

住民支え合いマップとは…

福祉のまちづくりのために、住民の支え合いの実態を住宅地図に記入して、地域の取り組み課題を明らかにし、その課題解決に向けて支え合いの取り組みを進める手法

### 「福祉マップ」と「住民支え合いマップ」の違い

地図上の要援護者に印を付けるだけの従来の「福祉マップ」とは異なり、「住民支え合いマップ」は、要援護者に周囲の誰がどのように関わっているのかも調べます。この調査によって、住民の暮らしにくさの原因やその問題に対し、住民がどのような解決努力をしているのかが見えてきます。そのことを生かすことで、効率的な福祉のまちづくりができるのです。

従来の福祉マップ



住民支え合いマップ



### 住民支え合いマップづくりの目的

誰もがどんな要援護状態になっても、住み慣れた家や地域で安全かつ心豊かに生きたいと願っています。要援護者が地域で生きるために、支え合いは不可欠です。

住民支え合いマップは、ただ単に地域の要援護者と世話焼きさんの関係を線で結ぶことが目的ではありません。住民支え合いマップから見えてくる要援護者の困りごとや、地域の課題を明らかにして、福祉のまちづくりに取り組んでいくことがマップ作成の最大の目的となります。

### キーワードは、“世話焼きさん”

住民支え合いマップを語るうえで“世話焼きさん”の存在は欠かせません。困りごとを抱える要援護者等に何かとお世話を焼く住民のことを、住民支え合いマップでは“世話焼きさん”と呼んでいます。世話焼きさんは、①困った人がいたら気になって食べ物がのどを通らない、②困っている人を見つけたら即刻関わる、③相手（要援護者）から見込まれる、④人間が大好き、⑤人に好き嫌いが無いという特徴があります。世話焼きさんをどれだけ見つけ協力関係になるかが、効果的な支え合いを進めるポイントになります。

## 住民支え合いマップの作成方法

### 住民支え合いマップ作成のフローチャート

#### ①概ね50世帯分の地図を用意

住民支え合いマップはご近所単位で作成するので、30～80世帯分の地図で作成しましょう。一人の住民がご近所のふれあいの状況を把握している範囲は10世帯程度です。80世帯を超える広い範囲で支え合いマップを作ると、支え合いの実態が見えにくくなります。



#### ②ご近所の主婦4～5人にお集まりいただき聴取

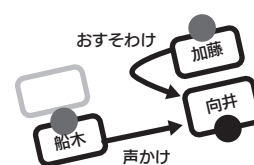
聴取のために、お集まりいただく方々は、ご近所のふれあいや助け合いの実態をよく知っている人を選びましょう。ご近所のことは、ご近所の方が一番よく知っています。特に、女性の方がご近所のことをよく知っている傾向がありますので、主婦の方をお願いするのが良いでしょう。

聴取時間の目安は、概ね1時間30分。時間が短すぎると情報があまり出てきません。逆に長すぎると疲労してしまいます。



#### ③聴取した内容を、その都度、地図に記入

要援護者や世話焼きさん等に印を付けて線で結びます。その際にどのような支え合いが行われているのかも記入しましょう。

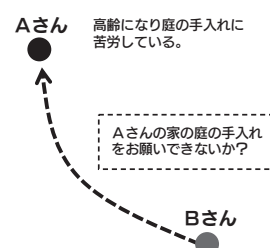


#### ④作成したマップから、気になる人や地域の課題を抽出

上記③の過程で概ね住民支え合いマップは完成しますが、そこから特に気になる要援護者や地域に共通する困りごとなどを検討します。

#### ⑤その課題の解決策を考える

上記④で抽出した特に気になる人の困りごとや地域の課題について、その解決策を考えましょう。まず、優先して考えるのは住民同士の支え合いで解決できないかどうかです。上記③で明らかになった世話焼きさんや、支え合いの実態をうまく生かすことがポイントです。



## 第3次北海道民生委員児童委員活動指針策定の経過

### 【北海道民生委員児童委員活動指針策定委員会の開催経過】

- 第1回 平成30年7月9日
- 第2回 平成30年11月28日
- 第3回 平成30年12月14日
- 道民児連会長への答申 平成31年2月20日

### 【参考資料】

1. 民生委員制度創設100周年活動強化方策（全国民生委員児童委員連合会）
2. 児童委員制度創設70周年全国児童委員活動強化推進方策2017（全国民生委員児童委員連合会）
3. 民生委員制度創設100周年記念全モニター調査報告書（全国民生委員児童委員連合会）
4. これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書「中間報告合本版」（全国民生委員児童委員連合会）
5. 単位民児協運営の手引き【平成28年3月版】（全国民生委員児童委員連合会）
6. 民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【改訂第2版】
7. 災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック（全国民生委員児童委員連合会）
8. 市町村民生委員児童委員協議会基本調査報告書（北海道民生委員児童委員連盟）
9. 住民支え合いマップづくり入門（北海道民生委員児童委員連盟）
10. 人権アラカルト —みんなで考える人権—（人権教育啓発推進センター）

### 【北海道民生委員児童委員活動指針策定委員会委員名簿】 ※敬称略

- 委員長 梅田 絹子（道民児連副会長／岩見沢市民児協会会長）
- 副委員長 瀧山 征治（道民児連理事／釧路市民児協会会長）
- 委員 日向 國廣（道民児連理事／音更町民児協会会長）
- 齊藤 素子（旭川市神居西地区民児協副会長／主任児童委員）
- 篠原 辰二（(一社)Wellbe Design 理事長／災害支援活動実践者）
- 松田 尚美（富良野市民児協会会長／住民支え合いマップ実践者）
- 尾形 良子（北翔大学健康福祉学科准教授）
- 藤江 紀彦（登別市社会福祉協議会事務局長）
- 菖蒲 信也（道民児連常務理事・事務局長）

